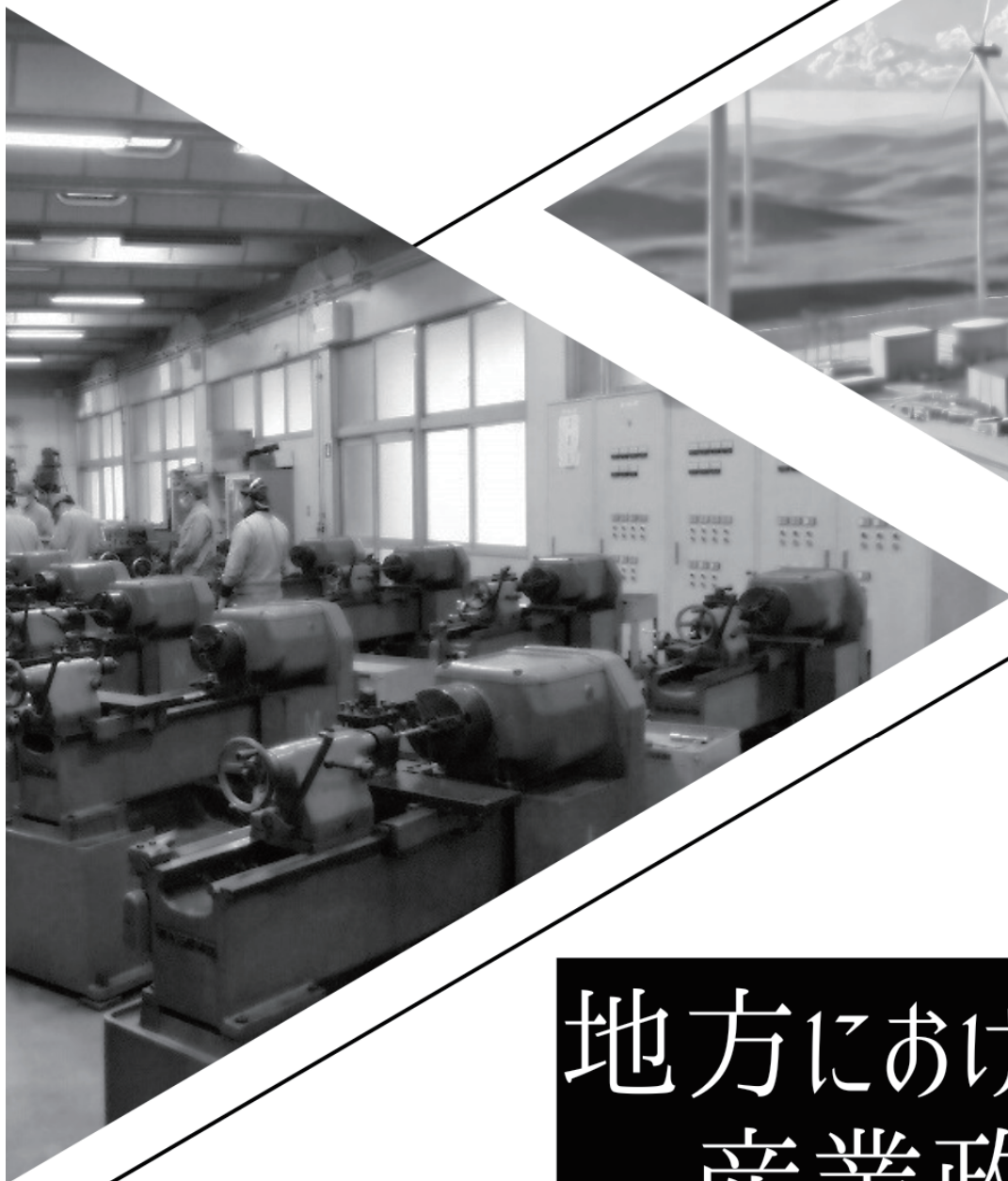




2025年 地方における 産業政策課題

全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

地方における産業政策課題2025

目 次

はじめに	1
I. 具体的な取り組み項目・背景説明	2
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2
2. 労働組合としての活動	35
II. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方	45
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	2
① 中小企業振興基本条例の制定・改訂	2
② 奨学金返還支援制度などの拡充	4
③ 自治体DXの推進(補強)	6
④ 価格転嫁の円滑化に向けた政労使等での連携協定の締結【重点項目】	10
⑤ 商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底【重点項目】	11
⑥ 公契約での下請法、下請ガイドライン、 自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引【重点項目】	12
⑦ 産学官等の連携による人材の確保・育成	13
(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	17
① カイゼンインストラクター養成スクールの開設	17
② ものづくりマイスターの活用拡大	20
③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	21
④ 産業雇用安定センターとの関係強化	23
⑤ 企業成長、業態転換への支援(新設)	24
⑥ 海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底	25
⑦ 「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの 整備と産業界との連携強化	27
⑧ 官公庁、公民館などの公共施設への太陽光発電設備、 水素供給・活用設備の導入(新設)	28
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化	31
① 産業教育設備予算の確保	31
② 専攻科の拡充	33
2. 労働組合としての活動	35
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	35
① 奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ	35
② 公正取引委員会地方事務所との意見交換	36
③ 災害対応における生活再建最優先の徹底、 および地方自治体と協力した住民支援	37

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	38
①ものづくり教室の開催【重点項目】	38
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化	39
①工業高校の見学と教育委員会の工業部会、工業高校の進路指導の先生、 生徒会代表者などとの意見交換の実施【重点項目】	39
(4) 特定最低賃金の取り組み強化	41
①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、 知事・都道府県議会議員などへの働きかけの強化【重点項目】	41
(5) 外国人材の人権の確保、適正な賃金・労働諸条件の確保	43
①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と 良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ	43

＜は　じ　め　に＞

金属産業では、人材の確保・育成、DXやGXなど大変革への対応、適正取引の推進などの取り組みにより、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては、「公正な移行」を果たしていくことが必要となっています。

人材の確保・育成については、高卒就職者の減少、工業高校への入学希望者の減少などにより、とりわけ技能系人材が不足しており、バリューチェーン存続にもかかわる課題となっています。一部地域では、経済安全保障法に基づく「特定重要物資」について、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもとでコンソーシアムが設立されています。こうした取り組みを拡大し、サプライチェーンの強靱化を図る必要があります。

DXやGXなど大変革への対応については、自治体DX、脱炭素先行地域など、国の方針に基づき地方での取り組みも進んできていますが、都道府県や市区町村ごとに差が出てきており、住民、企業に身近な行政を担う自治体の取り組みの重要性が高まっています。また、自治体が業務に使用する基幹システムの標準化では、少なくない数の自治体が本来の納期に間に合わず、実作者者に対して負荷がかかっている可能性があるため、対応が必要です。

適正取引については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されるなど持続的な賃上げを実現する環境整備の取り組みとして重要性が高まっています。一部自治体では政労使で連携協定が締結されており、こうした取り組みを全国に広げることが重要です。

こうした状況の中、わが国金属産業が競争力を高めていくためには、「強固な現場」を構築することが不可欠ですが、企業が「強固な現場」を構築していくためには、立地自治体、周辺自治体が企業にとって魅力ある「強固な地方」であることがきわめて重要です。

金属労協は従来から、

＊民間産業に働く者の観点

＊グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

＊なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って産業政策課題の解決に取り組んできました。地域においては、それぞれの事情を反映した産別としての活動が第一に重要ですが、金属労協の掲げる産業政策課題に関しても、金属労協の地方ブロックと、地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。地域によっては、ともすれば労働組合からの産業政策分野の政策・制度要求が手薄になる場合もあり、「民間・ものづくり・金属」の観点に立った政策提案を強化していくことが重要です。

各地域で政策議論を進めるにあたり、この「地方における産業政策課題2025」に盛り込まれた項目に関して地方連合会事務局とともに検討を行うなど、実現に向けた活動を積極的に展開することとします。

なお、これまでも多くの都道府県別組織において、地方政策および最低賃金に関する学習会が開催されてきましたが、さらに多くの都道府県で開催いただくよう、改めてお願い申し上げます。

I. 具体的な取り組み項目・背景説明

1. 自治体・地方議員などへの要請項目

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

＜自治体・地方議員への要請項目＞

① 中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例を制定・改訂し、

- ・「ものづくり産業」あるいは「製造業」
- ・「良質な雇用」あるいは「ディーセント・ワーク」(注)
- ・「賃金・労働諸条件の向上」
- ・「労働組合の参画」

といったキーワードが記載されるようにすること。

(注)ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）：

権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済で果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展による地域経済の活性化を目的として、自治体が中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例です。中小企業家同友会全国協議会によると、2024年11月時点ですべての都道府県で締結されている一方、市区町村の締結数は721となっており、半分以上の市町村区で締結されていません。また、島根県、大分県の市町村はすべて制定されている一方、奈良県、三重県、長野県、高知県などは締結が進んでおらず、取り組みに地域差があります。

ものづくり産業は地域経済活性化のカギです。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するよう、労働組合として働きかける必要があります。なお、過度な地元産品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分な注意が必要です。

資料 1 中小企業振興基本条例制定済み地方自治体数（2024年11月）

都道府県	自治体数	条例制定自治体数				都道府県	自治体数	条例制定自治体数				都道府県	自治体数	条例制定自治体数			
		都道府県	市区町村	締結率				都道府県	市区町村	締結率				都道府県	市区町村	締結率	
全国計	1,788	768	47	721	43.0%	長野	78	10	1	9	12.8%	島根	20	20	1	19	100.0%
北海道	180	72	1	71	40.0%	新潟	31	28	1	27	90.3%	岡山	28	9	1	8	32.1%
青森	41	6	1	5	14.6%	新潟	16	8	1	7	50.0%	広島	24	9	1	8	37.5%
岩手	34	18	1	17	52.9%	石川	20	17	1	16	85.0%	山口	20	8	1	7	40.0%
宮城	36	22	1	21	61.1%	福井	18	5	1	4	27.8%	徳島	25	10	1	9	40.0%
秋田	26	8	1	7	30.8%	岐阜	43	26	1	25	60.5%	香川	18	13	1	12	72.2%
山形	36	21	1	20	58.3%	静岡	36	25	1	24	69.4%	愛媛	21	14	1	13	66.7%
福島	60	35	1	34	58.3%	愛知	55	28	1	27	50.9%	高知	35	4	1	3	11.4%
茨城	45	8	1	7	17.8%	三重	30	2	1	1	6.7%	福岡	61	14	1	13	23.0%
栃木	26	25	1	24	96.2%	滋賀	20	8	1	7	40.0%	佐賀	21	7	1	6	33.3%
群馬	36	28	1	27	77.8%	京都	27	5	1	4	18.5%	長崎	22	10	1	9	45.5%
埼玉	64	28	1	27	43.8%	大阪	44	19	1	18	43.2%	熊本	46	18	1	17	39.1%
千葉	55	21	1	20	38.2%	兵庫	42	25	1	24	59.5%	大分	19	19	1	18	100.0%
東京	63	26	1	25	41.3%	奈良	40	2	1	1	5.0%	宮崎	27	4	1	3	14.8%
神奈川	34	6	1	5	17.6%	和歌山	31	16	1	15	51.6%	鹿児島	44	13	1	12	29.5%
山梨	28	23	1	22	82.1%	鳥取	20	12	1	11	60.0%	沖縄	42	13	1	12	31.0%

資料出所：中小企業家同友会全国協議会より金属労協作成

自治体数は地方公共団体情報システム機構ホームページより

（都道府県含む 指定都市の行政区・北方六村は含まず）

https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/kenbetsu-inspection/cms_11914151.html

＜自治体・地方議員への要請項目＞

②奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

- ・対象を県外出身者や県外大学の出身者に限定している場合には、県内出身者、県内大学出身者も対象に含めるようにする。
- ・製造業やＩＣＴ産業への就職者が対象となっていない場合には、対象に含めるようにする。
- ・支援金額については、たとえば大学４年間の最高額で少なくとも100万円を確保する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地方公共団体では、団体ごとに定められた一定の要件（域内に一定期間居住、特定の業種に一定期間就業など）を満たす場合、奨学金の返還を支援する取り組みを行っています。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、若者の地方定着に有効な施策と位置付け、地方公共団体が行う奨学金返還支援の取り組みを推進しています。内閣官房の調査では、2024年6月1日現在、47都道府県、816市区町村が奨学金返還支援に取り組んでいます。制度内容などは自治体ごとにより異なっており、製造業に就職した者、ＩＣＴ産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者の拡大が重要です。なお、日本学生支援機構のホームページに、都道府県および市区町村における奨学金返還支援制度が掲載されています。（日本学生支援機構：ホーム＞奨学金＞地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度＞地方創成の推進＞2. 地方公共団体の返還支援制度）また、内閣府の地方創生のホームページにも、都道府県および市区町村の奨学金返還支援の取り組み状況が掲載されています。（地方創生＞施策＞「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進）

資料２ 地方公共団体における奨学金返還支援制度取組状況
(2024年6月1日)

	実施地方公共団体数	全地方公共団体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	47 (+5)	100% (+10.6%)
市区町村 (N=1,741)	816 (+99)	46.9% (+5.7%)

資料出所：内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
地方公共団体における奨学金返還支援取組状況について
令和6年12月

資料3 地元就職者対象の奨学金返還支援制度の事例（都道府県分）

都道府県	年間募集人数	最高額・年数	特 徴
北海道			卒後9年間のうち、5年間を知事が指定する医師確保が困難な道内の公的医療機関等（指定公的医療機関等）に勤務。
青 森		150万円	大学等を卒業した若者（就職時35歳未満）が、6年間離職せず青森県内に住み、対象企業で働き続けること。
岩 手	80	250万円	理工系または文系の学位取得予定・取得者または大学、大学院、高等専門学校卒業予定者で、県内の認定企業に8年間継続して勤務する見込み、県内に定住する見込みの者。金属産業、建設、情報サービス関連企業等。
宮 城		135万円	採用された日において高校・大学等を卒業・終了（中途退学等も含む）した日から4年を経過しない者に対して、県内の製造業企業または製造業と密接に関連する企業が実施する奨学金返還支援に対して支援。
秋 田	上限なし	最大3年	秋田県内で定住、就労する者。 未来創生分は、理系または特定の外国語に一定の資格を有する者で航空機、自動車、医療福祉機器、情報、新エネルギーの企業への県内就職者
山 形	128	134.8万円	卒業後、13カ月以内に県内に居住、かつ3年間就業した場合
福 島	40	292.8万円	5年以上県内で勤務・定住予定者。製造業等指定産業のうち県内に本社のある中小企業（その他の製造業など）への就職者。
栃 木	50	150万円	県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業への就職者
群 馬		3年間	対象企業に就職後、最長3年間
茨 城		192万円	茨城県（以下「県」という。）内に本社、本店、支社、支店もしくは事業所が所在する企業、団体等への就職者
千 葉		第一種奨学金全額	県の公立小・中・義務教育学校・特別支援学校の教諭として新規に採用され、一定期間勤務することを確約した者
埼 玉		年12万円	対象企業に就職後、最大6年間
東 京		3年間	若手人材の技術者採用を希望している都内中小企業等に、奨学金の貸与を受けている大学生等が技術者として就職して1年間継続して在籍した場合、奨学金返還費用相当額の一部を助成する
神奈川		全額	キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間が、特定期間に達したとき。
新 潟		120万円	県内転入後6カ月以内に県内企業に就業
富 山	700	全額	理工系学部・薬学部生。助成対象経費の2分の1を出捐できる中堅・中小企業への就職者
石 川		200万円	対象の県内企業に就職し、継続して3年以上勤務する理系出身者
福 井	20	150万円	県外の大学等を卒業する見込みで、県内の企業等に、専門職や技術職、技術営業職などの職種で就業を希望し、建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉への就職かつ、県内に定住を希望
山 梨	55	292.8万円	理学部、工学部から機械電子産業の中小企業への就職者、認定後10年間に8年以上山梨県内に勤務しかつ県内に定住する意向があること。
長 野	各年度1社あたり3人	10万円/年度・人	県内に本社を置く中小企業への支援
岐 阜		150万円	県内企業に就職
静 岡			医学・看護部卒業で指定医療機関で5年勤務。
愛 知		60万円	県内に本社または主たる事業所を有する中小企業への支援
三 重	140	100万円	三重県内に事業所を有する企業・団体等（本社所在地は問いません）への就業を希望する者
滋 賀		36万円	大学、短期大学等を卒業後に滋賀県内の保育所等に就労した保育士等
京 都		9万円/人・年	奨学金返済を支援する中小企業に企業負担額の2分の1以内を補助
大 阪		50万円	奨学金返還に係る手当等を支給する又は、従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に対して、1回限り。
兵 庫		6万円/人・年	奨学金返済を支援する中小企業に年間支給額の3分の1～2分の1を補助
奈 良		50万円	高度な知識・技術を有する学生や既卒者の県内就職促進及び定着を図るため、従業員への奨学金返済支援制度を設ける県内中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を補助する。
和歌山	50	100万円	理学、工学、農学、保健の学部、文理融合型学部、情報系国家資格取得者。参画企業へ研究開発職又は技術職として就職を希望する者
鳥 取	180	216万円	製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサル業、旅館業、民間保育士・幼稚園教諭、農林水産業への就職。8年以上勤務見込み。県内定住希望。
島 根	25	288万円	中山間地、離島の事業所への就職者
岡 山		90万円	従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業への助成
広 島		10万円/年度・人	県内に本社等を置く中小企業への支援
山 口		100万円	大学等卒業後半年以内に、定住の意思をもって山口県内に居住した方。
徳 島	250	100万円	県内事業所で3年以上就業した場合、県内に住所を有する予定
香 川	85	72万円	理工系に在学または観光関連分野に就業。県内での定住、就業
愛 媛	100	7年間	県内のものづくり産業、IT関連、観光分野への就職者
高 知		180万円	就職後6年間、要件を満たした中小企業等で就業し県内に居住することを希望している方
福 岡			医師、看護師、保育士、介護福祉士へ県内で一定期間の就業を要件
佐 賀			薬剤師、保育士、介護福祉士を対象に、県内で一定期間就業を要件
長 崎	70	150万円	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、保険業・金融業、BPO企業等、建設業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業への就職者
熊 本		456万円	県の基金に助成額の2分の1を出捐した企業への就職し、概ね10年以上就業することを希望。県内に居住する意思。
大 分			県内で一定期間就業する医師、介護福祉士、保育士、獣医師を対象
宮 崎	60	150万円	支援企業に正規雇用で、就職後5年間県内に就業する者
鹿児島	100	全額	県内の企業に就業し、県内に居住
沖 縄		9万円/人・年	県内に本社のある中小企業を支援

金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

資料出所：日本学生支援機構、各府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③自治体DXの推進…補強

デジタルデバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）への対策を強化すること。

地方自治体や企業が主体となって、地方公共団体におけるDXの推進のため、総務省の「地域社会DX推進パッケージ事業」や「地域デジタル基盤活用推進事業」などを活用すること。

自治体における基幹業務システム標準化について、移行業務を担うベンダーに過度な負担がかからないようにすること。加えて、システムの進捗状況を確認し、期限に間に合わない場合は必要な対策を実施すること。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

2020年12月、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。このビジョンの実現のため、住民に身近な行政を担う自治体、特に市区町村の役割は極めて重要として、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項や政府の支援策をまとめています。

総務省が自治体のデジタル進捗度を取りまとめている「自治体DX・情報化推進概要（2024年4月）」によると、47都道府県のうち、デジタルデバイド対策を実施していないと回答したところは3県となっています。また、日本総研が発表したレポート「自治体DXの進捗状況ーデジタル改革本格化後の自治体DXの現在地点を探るー」によると、「都道府県別にみた基礎自治体のDXへの取り組み状況の偏差値」では東京、神奈川、大阪といった人口や経済規模の大きな自治体での偏差値が高い中で、大分県は全県的な取り組みにより偏差値59.61となっており、全国3位という実績です。こうした優れた取組をしている自治体を参考にしながら、日本全国で取り組みを強化していく必要があります。

今後自治体DXを推進していくためには、総務省がデジタル人材・体制の確保、AI・自動運転、先進無線システム（ローカル5）等の先進的技術の実証、地域の通信インフラ整備の補助を実施する「地域社会DX推進パッケージ」や「地域デジタル基盤活用推進事業」の活用を検討することも重要です。

資料４ デジタルデバイド対策（都道府県別）

都道府県名	デジタルデバイド対策																			
	①デジタルデバイド 対策実施有無		デジタルデバイド対策の具体的な施策																	
	実 施 し て い る	実 施 し て い ない	催 を 教 え る 講 習 会 の 開	サ ー ビ ス の 利 用 方 法 や	等 の デ ジ タル 機 器 や	ス マ ホ や タ ブ レ ッ ト	設 置 を 教 え る 相 談 窓 口 の	等 の デ ジ タル 機 器 や	ス マ ホ や タ ブ レ ッ ト	の 育 成	デ ジ タル が で き る 人 材 え	含 む ） ジ タ ル 機 器 の 貸 与 を	デ ジ タル 機 器 の 補 助 （ デ	支 援	策 に 取 組 む 団 体 へ の 対	デ ジ タル デ バ イ ド の 対	発 信 、 窓 口 対 応	ツ ー ル を 用 い た 情 報	み 上 げ 等 の デ ジ タル 読	他 言 語 翻 訳 、 自 動 読
北海道	44 ○	3	32 ○			10			19			7		19 ○		21		14 ○		
青森県	○		○						○											
岩手県	○	○						○				○		○		○		○		
宮城県	○		○					○										○		
秋田県	○		○						○									○		
山形県	○															○		○		
福島県	○		○						○											
茨城県	○		○																	
栃木県	○		○			○			○											
群馬県	○		○											○		○				
埼玉県	○		○			○								○		○				
千葉県	○		○			○			○			○		○		○				
東京都	○		○			○								○		○				
神奈川県	○													○		○				
新潟県	○													○						
富山県	○		○						○							○				
石川県	○		○																	
福井県	○		○													○		○		
山梨県	○											○						○		
長野県	○		○			○														
岐阜県	○		○											○						
静岡県	○		○						○					○		○				
愛知県	○		○						○					○		○		○		
三重県	○		○																	
滋賀県	○															○				
京都府	○		○						○			○				○				
大阪府	○		○			○								○						
兵庫県	○		○						○											
奈良県	○		○						○									○		
和歌山県		○																		
鳥取県	○		○			○			○			○		○		○		○		
島根県	○		○						○											
岡山県	○															○		○		
広島県	○		○											○		○		○		
山口県	○		○			○			○			○		○		○				
徳島県	○		○						○					○		○				
香川県	○		○			○								○		○				
愛媛県	○		○			○														
高知県	○								○					○				○		
福岡県	○		○											○		○				
佐賀県	○								○			○				○				
長崎県		○																		
熊本県	○													○		○				
大分県	○		○						○											
宮崎県	○		○																	
鹿児島県	○																	○		
沖縄県	○																	○		

資料出所：総務省 自治体DX・情報化推進概要 資料編
 【R05個別資料】（４）デジタルデバイド対策（都道府県） 2024年４月

資料５ 都道府県別に見た基礎自治体のＤＸへの取り組み状況の偏差値

都道府県	偏差値	都道府県	偏差値	都道府県	偏差値	都道府県	偏差値
北海道	37.67	東京	62.08	滋賀	55.09	香川	48.57
青森	39.56	神奈川	59.17	京都	52.16	愛媛	55.21
岩手	42.92	新潟	51.27	大阪	58.61	高知	34.68
宮城	46.19	富山	57.08	兵庫	56.11	福岡	50.53
秋田	45.44	石川	57.35	奈良	42.51	佐賀	42.15
山形	42.33	福井	56.98	和歌山	39.42	長崎	52.73
福島	40.11	山梨	49.32	鳥取	47.00	熊本	48.61
茨城	57.84	長野	47.22	島根	43.87	大分	59.61
栃木	54.84	岐阜	55.36	岡山	50.87	宮崎	43.78
群馬	44.17	静岡	59.94	広島	57.63	鹿児島	46.41
埼玉	56.42	愛知	58.32	山口	57.44	沖縄	38.61
千葉	54.13	三重	47.81	徳島	44.87		

資料出所：日本総合研究所 Research Focus 自治体ＤＸシリーズ

自治体ＤＸの進捗状況ーデジタル改革本格化後の自治体ＤＸの現在地点を探るー

P25 図表23 総合的な偏差値（除マイナンバーカード）より金属労協抜粋

現在、地方公共団体が使用する基幹業務システムの統一・標準化がデジタル庁を中心に進められています。しかし、標準化の対象となる地方公共団体1,788団体のうち、402団体が本来の移行期限である2025年度を超過して2026年度以降にならざるを得ないことが明らかとなっています。こうした「特定移行支援システム」を保有する団体では無理なスケジュールの下、移行を担当するベンダーの下で働く労働者に長時間労働が強いられている可能性があります。今後地方公共団体のシステム開発に限らず、何らかのプロジェクトを民間企業に委託する場合は、長時間労働につながる慣行の見直しを進める必要があります。

資料6 当初の期限である2025年度末の移行完了に間に合わないシステム (特定移行支援システム)の該当見込み

特定移行支援システムの該当見込み(概要) (令和6年10月末時点)

- 標準化の対象となる全34,592システムのうち、令和6年10月末時点で、2,165システム(6.3%)が特定移行支援システムに該当する見込み(令和6年3月5日公表時点から+1,463システム)。
 - 団体数では1,788団体のうち402団体(22.5%)が特定移行支援システムを有する。
- ※ 上記の他、報告されたが、現時点で特定移行支援システムに該当せず、判定を保留としているシステムが52システム(20団体)ある。

分 類		システム数	(増減) *1	【参考】左のシステムを 有する団体数	(増減) *1
事由1	現行システムがメインフレームで運用されているもの	38	(0)	7	(0)
事由2 *2	現行システムがパッケージシステムではない個別開発システムで運用されているもの	191	(+14)	29	(+3)
事由3	現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システム調達の見込みが立たないもの	181	(+18)	92	(+14)
事由4 *2	事業者のリソース逼迫による開発又は移行作業等の遅延の影響を受けるもの等	1,755	(+1,431)	341	(+244)
合 計		2,165システム (全34,592システムのうち6.3%)	(+1,463)	402団体 (重複排除)	(+231)

※1：令和6年3月5日に公表した調査結果(令和5年10月調査時点)からの増減

※2：事由2及び事由4には、令和6年3月5日に公表した調査結果(令和5年10月調査時点)において、事由2に準ずる事由及び事由3に準ずる事由と整理していたものが、それぞれ含まれている。

資料出所：デジタル庁ホームページ

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化 特定移行システムの該当見込み(概要)

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments#migration-support-reference

閲覧日：2025年1月15日

④価格転嫁の円滑化に向けた政労使等での連携協定の締結

地方自治体において、政労使等で価格転嫁に関する連携協定を締結し、適切な価格転嫁に向けた環境整備に取り組むこと。

背景説明

2022年9月、埼玉県では、県、国、経済団体、労働団体（連合埼玉）、金融団体など12機関と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、2024年3月に2025年3月まで協定期間を延長しました。また、企業の適切な価格転嫁を支援するため、「価格交渉支援ツール」「収支計画シミュレーター」が提供されています。

埼玉県で締結されて以降、北海道、愛知県、福岡県、大分県、佐賀県などでも同様の連携協定や共同宣言が締結されるなど取り組みが拡大しています。

2025年3月、下請法・下請振興法改正法案が閣議決定されました。「下請」という語句が見直され、新たに従業員数基準が新設されるほか、地方公共団体は受託中小企業の振興のため必要な施策を推進することや、国やその他の関係者と密接に連携することなどが新たに地方公共団体の責務規定として新設されました。

資料7 佐賀県の価格転嫁の円滑化に関する連携協定

価格転嫁の円滑化に関する協定書 佐賀県、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、厚生労働省佐賀労働局、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県経営者協会、佐賀県経済同友会、佐賀県中小企業家同友会、公益社団法人佐賀県トラック協会、佐賀県工業連合会及び日本労働組合総連合会佐賀県連合会（以下「関係機関」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。	この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、佐賀県が保有する。それ以外はその写しを各自保管する。
（目的） 第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、関係機関が相互に連携及び協力をし、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共生共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。	令和6年3月15日
（連携及び実施） 第二条 関係機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。 （1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信 ① 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集 ② 情報収集の結果の共有と発信 （2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知 ① 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有 ② ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知 （3）パートナーシップ構築宣言の促進 ① 県内企業への周知を通じた認知度の向上 ② 宣言企業に対する支援策の検討 （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項	佐賀県 佐賀県知事 <u>山口祥義</u> 経済産業省 九州経済産業局長 <u>苗村公嗣</u> 国土交通省 九州運輸局長 <u>吉永隆博</u> 厚生労働省 佐賀労働局長 <u>重河真弓</u> 佐賀県商工会議所連合会 会長 <u>陣内芳博</u> 佐賀県商工会連合会 会長 <u>峰 英太郎</u> 佐賀県中小企業団体中央会 会長 <u>福岡桂</u> 佐賀県経営者協会 会長 <u>下 浩一</u> 佐賀県経済同友会 代表幹事 <u>陣内芳博</u> 佐賀県中小企業家同友会 代表理事 <u>平田寛市郎</u> 公益社団法人佐賀県トラック協会 会長 <u>馬渡輝敏</u> 佐賀県工業連合会 会長 <u>吉村正</u> 日本労働組合総連合会佐賀県連合会 会長 <u>真場義樹</u>
（協定内容の変更） 第三条 関係機関のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。	
（有効期間） 第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとし、期日満了前に関係機関いずれからも継続しない旨の意思表示がない場合は、1年間延長する。それ以降もまた同様とする。	
（協定外の事項） 第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、関係機関が協議して定める。	

資料出所：経済産業省 ホームページ 佐賀県において価格転嫁の円滑化に関する協定を締結しました

閲覧日：2025年1月10日

https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/oshirase/240329_1.html

⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底

業界団体などに加入していない事業者に対する適正取引ルール（業界団体による「自主行動計画」、中小企業庁の「下請適正取引ガイドライン」「新しい型取引のルール」「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、経団連などの「共同宣言」など）の周知徹底に向け、商工会議所や商工会の活用拡大を図ること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公正取引委員会の「独占禁止法Q&A」では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を取引価格に反映せず、取引価格を据え置くことは、下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがあり、下記の2つの行為がこれに該当することを明確化しています。

- ①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分を取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場で明示的な協議なく、従来どおりの取引価格を据え置くこと
- ②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

公正取引委員会が2024年12月に公表した「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果で、明示的な協議なく取引価格を据え置いていたことについて、協議をしなかった発注者側の理由では、「受注者から取引価格の引上げの要請がなかったため」という回答が2023年に実施した調査と同様に多く選択される結果となりました。「価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」が、「下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ」があることについて、周知が不十分であることが伺えます。

また、コスト別転嫁率の平均値を参照すると、前回調査と比較して特に労務費の転嫁率の上昇率が顕著です。しかし、未だ全額転嫁には至っていないため引き続き労務費については、

- ・ 労務費の上昇分は受注者で吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある
- ・ 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる
- ・ 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注、失注等）が及ぶおそれがある

との理由で、価格転嫁の要請が難しいとの声があり、発注側への理解の浸透が必要です。

資料8 コスト別の転嫁率

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

資料出所：公正取引委員会 「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html

⑥公契約での下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や関係省庁が提示したガイドライン、業界団体が策定した自主行動計画などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

地方自治体が実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ＩＣＴ関係の実務の専門家を加えること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公契約について、金属産業では労務費等の価格転嫁が難しいという声が多く、また情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。第213回通常国会内閣委員会における古谷公正取引委員会委員長の答弁では「複数年契約で行われております官公庁の入札においても、その趣旨は妥当するものと考えております。」という答弁が示す通り、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。

適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」（2025年1月時点）

(1) 素形材、(2) 自動車、(3) 産業機械・航空機等、(4) 繊維、(5) 情報通信機器、(6) 情報サービス・ソフトウェア、(7) 広告、(8) 建設業、(9) 建材・住宅設備産業、(10) トラック運送業、(11) 放送コンテンツ、(12) 金属、(13) 化学、(14) 紙・加工品、(15) 印刷、(16) アニメーション制作業、(17) 食品製造業、(18) 水産物・水産加工品、(19) 養殖業、(20) 造船業

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会

素形材：(一財)一般社団法人日本金型工業会等 計11団体連名

機械製造：(一社)日本建設機械工業会、(一社)日本産業機械工業会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本ロボット工業会、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本分析機器工業会、(一社)日本鉄道車輛工業会

航空宇宙工：(一社)日本航空宇宙工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会連名

電機・情報通信機器：(一社)電子情報技術産業協会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本電機工業会、(一社)カメラ映像機器工業会

情報サービス・ソフトウェア：(一社)情報サービス産業協会

流通（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業）：

(一社)日本スーパーマーケット協会、(一社)全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本ボランティアチェーン協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本DIY・ホームセンター協会

建材・住宅設備：(一社)日本建材・住宅設備産業協会、(一社)アジア家具フォーラム、(一社)日本オフィス家具協会、(一社)日本家具産業振興会、全日本ベッド工業会、(一社)日本ガス石油機器工業会

紙・紙加工業：日本製紙連合会、全国段ボール工業組合連合会

金属：(一社)日本電線工業会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本アルミニウム協会、(一社)日本伸銅協会

化学：(一社)日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／(一社)日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟

トラック運送：(公社)全日本トラック協会

建設：(一社)日本建設業連合会

警備：(一社)全国警備業協会
通信業：(一社)電気通信事業者協会
放送コンテンツ：放送コンテンツ適正取引推進協議会
商社：(一社)日本貿易会
金融：(一社)全国銀行協会
印刷：(一社)日本印刷産業連合会
造船：(一社)日本造船工業会、日本中小型造船工業会
住宅：(一社)住宅生産団体連合会
広告：(一社)日本広告業協会
電力：送配電網協議会
食品製造：(一社)食品産業センター、(一社)酒類業中央団体連絡協議会
食品卸売：(一社)日本加工食品卸売協会、(一社)日本外食品流通協会、(一社)日本給食品連合会、(一社)全国給食事業協同組合連合会、(一社)全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会
飲食：(一社)日本フードサービス協会
不動産管理：(公財)日本賃貸住宅管理協会、(一社)マンション管理業協会
その他：(公社)全国ビルメンテナンス協会

資料出所：中小企業庁 「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画
閲覧日：2025年1月10日
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑦産学官等の連携による人材の確保・育成

「広島県リスクリング推進検討協議会」「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」などの取り組みを参考に、地域を支える産業の人材の確保・育成のため、産学官等が連携して取り組む枠組みをつくること。既存の枠組みにおいても、経済産業省の地方局と都道府県の管轄の違いなどにより、大学と高専は取り組みの対象になっているものの、工業高校が対象となっていない場合があるため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合、枠組みを拡充すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

経済安全保障推進法では、国民の生存に必要不可欠な、または広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしています。特定重要物資には、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品、先端電子部品の12物資が指定されています。2023年1月には、これらの産業ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」が策定されました。

資料9 特定重要物資の対象品目

特定重要物資の主な支援措置
及び認定済計画数（計123件）

（令和6年12月23日時点）

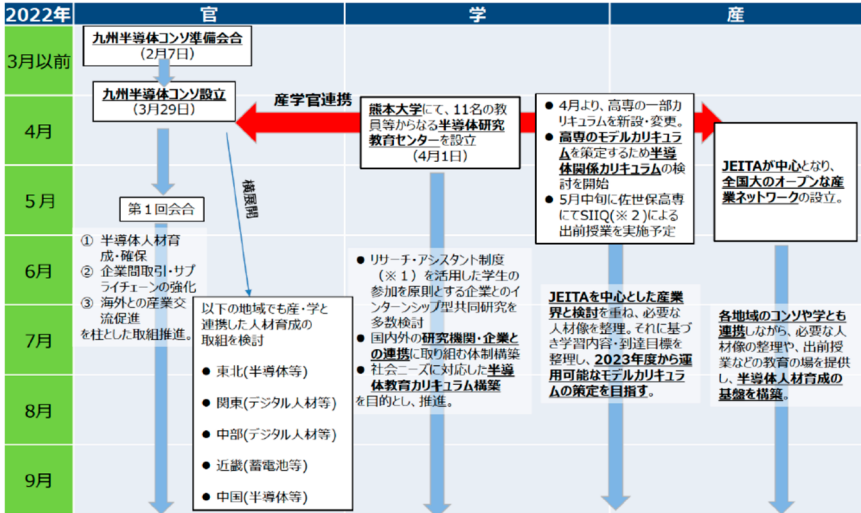
抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料（農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品（国交）（11件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
半導体（経産）（24件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等）	蓄電池（経産）（32件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品（経産）（14件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジチタン
永久磁石（経産）（4件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアース磁石	先端電子部品（経産）（2件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む）	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ
重要鉱物（経産）（5件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・ニッケル ・グラファイト ・レアース ・ゲルマニウム ・ウラン	天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

資料出所：内閣府 サプライチェーン強靱化の取組のフォローアップと今後の見直しの方向性
2024年12月23日

各産業の「安定供給確保を図るための取組方針」では、課題の一つとして、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成などが挙げられています。これまで、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもと、「広島県リスクリング推進検討協議会」「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されています。産業に必要な人材を明確化した上で、工業高校や高専等での教育カリキュラム導入や支援機関における教育プログラムを導入しようというものです。産業の未来を見据えた人材確保・育成を進めるため、こうした取り組みを、他の産業、地域にも拡大することにより、サプライチェーンの強靱化を図る必要があります。

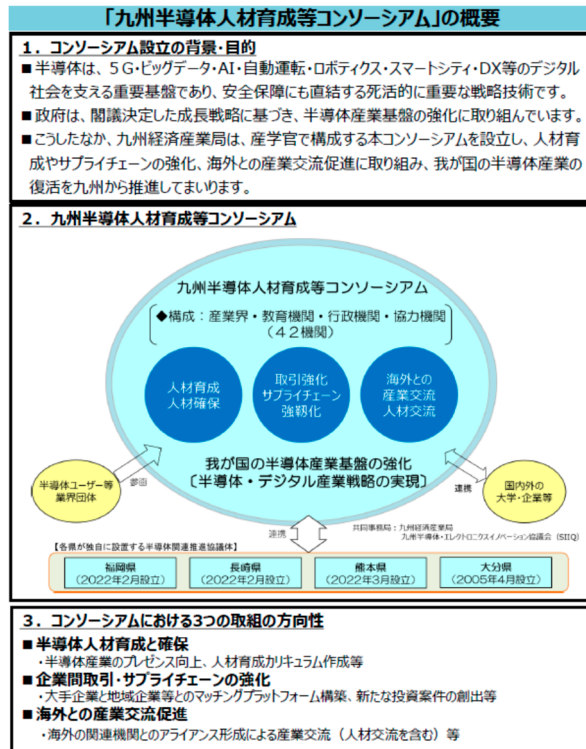
資料10 産学官一体となった半導体・人材育成ロードマップ

産学官一体となった半導体・蓄電池の人材育成ロードマップ（イメージ）



資料出所：経済産業省

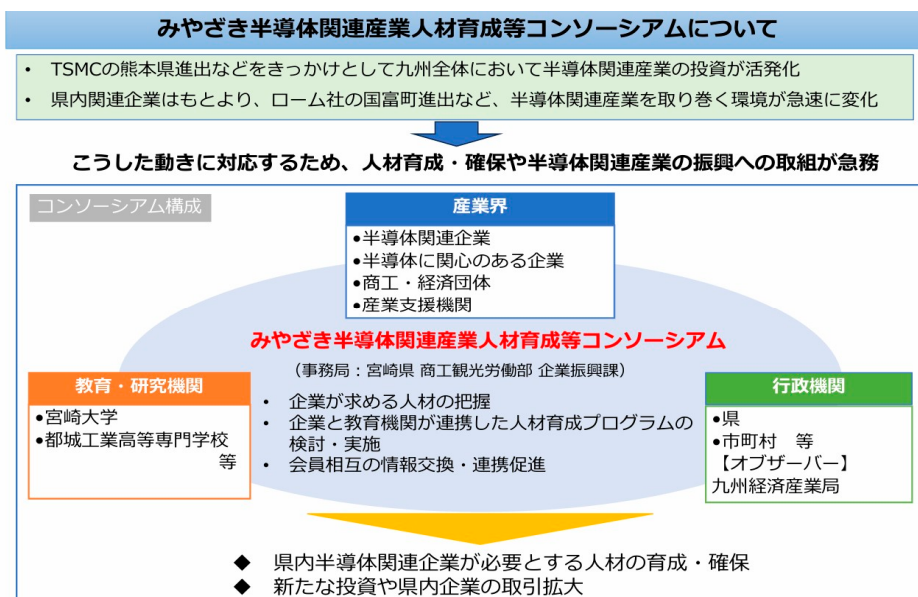
資料11 九州半導体人材育成コンソーシアム



資料出所：経済産業省九州経済産業局 「九州半導体人材育成コンソーシアム」の概要
2022年3月29日

都道府県でも、独自にコンソーシアムを設立し、産業振興と人材の確保・育成に取り組む動きがあります。宮崎県では、2023年12月に62団体からなる産学官の連携組織である「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」を設立しました。産学官が一体となったネットワークを通して、半導体人材の育成・確保を強力に推進し、県内の半導体関連産業の振興することをめざしています。

資料12 みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム



資料出所：宮崎県 みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアムの設立について
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kigyoshinko/shigoto/shokogyo/20231127150944.html>

既存の産学官連携の枠組みにおいて、大学と高専は取り組みの対象になっているものの、工業高校が対象となっていない場合があります。たとえば「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」では、高校生を対象として「座学と実習を織り交ぜたプログラムを実施していく」としていますが、「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」で大学と高専を主な取り組みの対象としています。

株式会社日本政策投資銀行の「半導体人材に関するアンケート調査」によると、半導体製造企業では、研究開発職とオペレータ職の人材ニーズが高いと指摘しています。また、半導体製造に関する各職種に配属可能な学位・経歴については、オペレータ職は高卒と専門学校卒、生産技術や品質管理は高専卒、研究開発職は学部卒以上を配属可能と考えている企業が多いことがわかります。この結果を見ると、大学や高専を対象とした取り組みは、研究開発職や生産技術、品質管理のニーズに対応している一方、オペレータ職のニーズには対応できていません。高卒就職者が減少する中、ものづくり産業全体で技能系人材の確保がますます難しくなっており、人材確保はバリューチェーン存続にもかかわる課題となっています。産学官の連携においては、新しく立ち上げる場合は工業高校も対象とすること、既存の枠組みで対象となっていない場合は枠組みを拡充することが重要です。

資料13 現在の従業員数に対する今後の採用予定人数の平均（単年あたり）

職種	全体	半導体製造業	半導体製造業 以外
オペレータ	6.7%	3.4%	8.3%
生産技術職	2.7%	1.1%	3.5%
生産管理職	1.2%	0.0%	1.7%
品質管理職	1.6%	1.5%	1.6%
研究開発職	2.5%	4.0%	1.8%
営業職	2.0%	0.2%	2.8%
事業企画職	0.9%	0.0%	1.3%
事務職	0.4%	0.0%	0.5%
その他職種	0.5%	0.0%	0.7%

資料14 半導体製造に関する各職種に配属可能な学位・経歴

	高卒（新卒）	専門学校卒（新卒）	高専(本科)卒（新卒）	高専(専攻科)卒（新卒）	学部卒（新卒）	修士（新卒）	博士（新卒）	半導体関連企業経験者（中途）	半導体関連以外経験者（中途）
オペレータ	88%	75%	38%	38%	38%	38%	25%	63%	50%
生産技術職	56%	44%	56%	67%	89%	44%	11%	56%	22%
生産管理職	71%	57%	43%	57%	86%	29%	14%	43%	29%
品質管理職	67%	56%	67%	78%	89%	56%	33%	56%	44%
研究開発職	11%	0%	22%	33%	67%	67%	89%	67%	11%
営業職	43%	43%	29%	43%	71%	43%	14%	43%	57%
事業企画職	40%	20%	20%	20%	60%	60%	20%	40%	20%
事務職	78%	67%	56%	67%	78%	56%	33%	44%	56%
その他職種	100%	33%	33%	33%	33%	33%	0%	0%	0%

資料出所：九州半導体人材育成等コンソーシアム
「九州における半導体産業とその未来」調査レポート

（２）地域におけるものづくり産業の具体的強化策

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

ものづくり企業のＯＢなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、地方自治体としての支援を創設・拡充すること。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見ることができます。製造業の中でも、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S（4S、5Sとも）といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

また、生産効率改善を行っているという回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達していますが、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。こうした状況に対し、ものづくり企業のＯＢなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。「スクール」に対して行われていた経済産業省の補助金は2019年度をもって終了しましたが、各地の中小企業の生産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、および全国での設置に向けて、地方自治体が支援を行っていくことが重要となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業のＯＢなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいは従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業での活躍を促す「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小企業振興公社などの組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけることが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます。

資料15 各地のカイゼンインストラクター養成スクール一覧

開催場所	名 称	実施組織	備考
山形県米沢市	リーンマネジメント推進リーダー育成コース	山形大学アントレプレナーシップ教育研究センター	
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	いばらき中小企業グローバル推進機構	2022年以降実績なし、ページ消失
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善・改革推進ナビゲーター養成塾	群馬県産業支援機構	2022年以降実績なし
東京都	東京都ものづくり生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社	
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会	
新潟県長岡市	NAZE学園	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE	
富山県富山市	富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール	富山県中小企業団体中央会	2019年以降実績なし、ページ消失
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター	
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構	
静岡県静岡市	静岡ものづくり生産性向上推進リーダー育成スクール	静岡県産業振興財団	
愛知県幸田町	デジタル塾「初級」	幸田ものづくり研究センター	
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成塾	三重県産業支援センター	
滋賀県草津市	生産性向上支援インストラクター養成スクール	しが産業生産性向上経営改善センター	2024年現在実績無し
和歌山県和歌山市	わかやま生産性向上スクール	わかやま産業振興財団	
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会	

(注) 1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料16 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み

(%)

資本金	整理 整頓 清掃	機械に よる 自動化	作業ルー ルの策 定・改訂	歩留まり 改善	作業員の 作業動線 の見直し	仕掛品 在庫 削減	ラインや 部品配置 の見直し	日次・週 次での課 題の収集	行ってい ない	その他
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8

②外部専門家による指導

(%)

資本金	大手 企業の OB	中小 企業の OB	技術士	商工会 議所・商 工会の 指導員	その他公 的支援 機関の 指導員	指導は 受けて いない	その他
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

わかやま生産性向上スクール

※旧「和歌山ものづくり経営改善スクール」

第3期 受講生募集案内

開講予定
2024年7月4日（木）

現場サイエンティストの育成を目指して

- ▶補助金アリ！⇒とにかくシステム導入⇒データ活用しきれず⇒システム持ち腐れ⇒✕
▶課題分析⇒全体最適化の業務改革⇒目標管理指標⇒システム化/データ活用⇒○

…このような事例は一例ですが、デジタル技術が急速に進歩し価格的にも導入しやすくなった今だからこそ、手段としてのデジタル技術を活用して、目指すゴールと現状をつなぐ人材群が重要です。経営目標と現場指標をつなぐ人材群が必要です。最近、新たな「カイゼン活動」を打ち出す先進製造業が増えています。

何故か？

業務改革抜きに手段だけデジタル化しても生産性改善は限定的だから。

現場にそぐわないシステムを導入しても活用されないから。

現場の現状をデータで把握し、目指すべき姿を論理的に考察し、手段としてのデジタル技術を検討し、指標データで進捗を検証する人材。それを我々は「現場サイエンティスト」と呼びます。



受講しやすく、社内展開しやすい内容になっています

- ★「和歌山ものづくり経営改善スクール」からの通算8期で延べ66社123名の受講実績。
★週に1日（木曜日）実施（8月15日は盆休み）だから、業務と両立しやすい。
★不可避理由で座学欠席時は、授業映像記録のYouTubeで後追い学習。（理解度テストあり）
★座学内容を実践習得する現場実習は、講師が徹底伴走指導！
★受講料は1社につき20万円で1社5名まで受講可能で、修了後に社内チーム展開しやすい。

募集要項

受講企業業種

受講期間	・座学：令和6年7月4日～9月19日の毎木曜日（8/15を除く）10:00～17:30（11日間） ・現場実習：令和6年9月26日～11月28日の毎木曜日（時間は実習先現場に準ず）（9日間） ※別途、受講ガイダンス（6/27）、現場実習報告会（12/9～13の週）、修了式（12/19）があります。	金属加工 繊維・縫製 機械組立 化成品製造 食品加工・飲料 電子部品 物流・3PL 電子部品 物流資材 その他 様々な業種が受講!!
場 所	・座学：フォルテワジマ 3階（フュージョン・ミュージアム）和歌山市本町二丁目1番 ※学習効率・理解深度を考慮すると、会場受講を基本にして下さい。 ・現場実習：受講者・受講企業の背景等を考慮して後日に実習先／チーム分けを決定します。	
募 集 数	・5社程度（1社につき5名を上限とします） ※修了後の効果的な活動のため1社1名より、複数名受講をお薦めします。	
募集対象	・一定以上の企業経験を積んだ方。自主的、意欲的に業務に取り組まれている方。 ・パソコン（特にエクセル、パワーポイント）を多用しますので、基本的なパソコン操作が可能な方。 ・少なくとも受講期間中、エクセル、パワーポイントがインストールされたパソコンを自社で用意できる企業。 ※難しい場合、一応ご相談ください。	
受 講 料	・1社につき、200,000円（税込）（1社につき5名まで受講可能） ※何らかのご事情により開講期間途中で受講中断されても受講料を返金いたしかねます。	
募集締切	・令和6年6月21日（金曜日） ※申し込み方法は裏面参照	
修了基準	・出席率が8割に満たない場合、受講態度が著しく消極的な場合、修了認定を行わない事があります。	
そ の 他	※修了後も修了生組織「和楽会」にて、改善活動への継続支援、企業間交流、県外企業見学会などのフォローアップを実施します。 ※本スクールでは保険加入していません。スクール受講中の事故等については一切責任を負いません。	

資料出所：わかやま産業振興財団

第3期 『わかやま生産性向上スクール（旧 和歌山ものづくり経営改善スクール）』受講生募集のご案内

<https://yarukiouendan.or.jp/news/3thwakayamaimprovementschool/>

閲覧日：2025年1月23日

＜自治体・労働局・地方議員への要請項目＞

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」による高校以上の学校での活動実績が、他の地方自治体に比べて少ないと判断される場合は、活動拡大を促すこと。

なかでも工業高校・中小企業などにおける「実技指導」を特に重視し、その拡大を図ること。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2023年度における「高校以上の学校」に対する実技指導数は、66,907人となっており、前年の31,573人から2倍以上の増加がみられるものの、2019年度の活動実績は106,733人であったため、コロナ禍前の水準には戻っていません。また、都道府県別に工業高校などに対する実技指導の受講者のべ人数を見ると、茨城県が3,548人となっているのに対し、京都府では222人に止まるなど地域差が大きい状況にあります。他の自治体に比べて実績が少ないと判断される場合には、委託を受けている地元の職業能力開発協会に対して活動の拡大を促す必要があります。

資料18 工業高校生などに対するものづくりマイスターの実技指導（2023年）

都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数
北海道	1,163	東京	2,709	滋賀	655	香川	1,152
青森	598	神奈川	1,158	京都	222	愛媛	938
岩手	314	新潟	1,775	大阪	1,420	高知	400
宮城	1,873	富山	899	兵庫	1,425	福岡	2,953
秋田	948	石川	2,214	奈良	644	佐賀	647
山形	581	福井	1,350	和歌山	2,835	長崎	537
福島	775	山梨	1,506	鳥取	266	熊本	2,752
茨城	3,548	長野	1,437	島根	990	大分	475
栃木	1,592	岐阜	1,699	岡山	858	宮崎	715
群馬	3,064	静岡	1,945	広島	965	鹿児島	819
埼玉	3,073	愛知	2,633	山口	2,192	沖縄	1,688
千葉	1,801	三重	1,469	徳島	1,235	全国	66,907

（注）1. 実技指導数は、「高卒以上の学校」に対する実技指導の受講者延べ人数
2. 資料出所：「厚生労働省参考」にJAM作成

<自治体・地方議員への要請項目>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な助成を行っていくこと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、191人の愛知県から、1人の和歌山県まで、地域差が大きい状況にあります。ものづくり産業を中心とする強固な地方・現場を構築するため、特に中小企業で働く若者が技能五輪全国大会、国際大会に積極的に挑戦できるよう、参加者や育成主体の中小企業へ支援を拡充すべきです。

技能五輪の開催地域では、開催年に限り助成金が設定されることが多いですが、栃木県では、「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金」を設けています。こうした支援が開催地に関わらず全国で、恒久的に実施されることが重要です。

資料19 第62回技能五輪全国大会参加者数（2024年11月）

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者
全国計	976	千葉県	10	三重県	4	徳島県	2
北海道	20	東京都	53	滋賀県	9	香川県	8
青森県	3	神奈川県	57	京都府	10	愛媛県	6
岩手県	14	新潟県	21	大阪府	50	高知県	2
宮城県	14	富山県	8	兵庫県	21	福岡県	25
秋田県	14	石川県	7	奈良県	7	佐賀県	7
山形県	18	福井県	4	和歌山県	1	長崎県	5
福島県	7	山梨県	8	鳥取県	3	熊本県	8
茨城県	64	長野県	39	島根県	7	大分県	5
栃木県	36	岐阜県	16	岡山県	13	宮崎県	10
群馬県	19	静岡県	32	広島県	40	鹿児島県	8
埼玉県	30	愛知県	191	山口県	20	沖縄県	20

資料出所：中央職業能力開発協会 最新の大会情報 第62回参加者数一覧（都道府県別・職種別）より金属労協作成
https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/zenkoku/saishin_taikai.html
 閲覧日：2025年1月17日

資料20 栃木県「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金」(抜粋)

1. 趣旨

栃木県職業能力開発協会では、技能五輪全国大会及び全国アビリンピックへの参加を目指し、選手の育成・強化を図る県内企業等を支援するため、技能向上訓練を行う際に要する経費に対して助成金を交付します。

2. 助成対象者

原則として、県内に事業所等を有する企業、学校、公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、競技職種等関係団体、社会福祉法人等が対象となります。

3. 助成対象事業

助成対象者が、雇用する労働者又は生徒等を、令和5(2023)年度に開催される技能五輪全国大会及び全国アビリンピックに選手として参加させるために実施する技能向上訓練が対象となります。

(1) 助成対象経費

- ア 訓練指導を行う外部講師に支払う謝金・旅費
- イ 訓練用材料・消耗品等の購入費
- ウ 会場・訓練用器工具等の借料費
- エ 外部講習会等への参加費
- オ その他訓練の実施に必要であると認めた経費

(2) 育成選手の年齢要件

技能五輪全国大会：大会開催年に23歳以下の者

全国アビリンピック：大会開催年の4月1日現在で15歳以上の者（助成金額）

4. 助成金額

一団体等あたり30万円を上限とする。

資料出所：栃木県ホームページ 技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金のご案内

閲覧日：2025年1月21日

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/gorinabirinjoseikin.html>

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④産業雇用安定センターとの関係強化

カーボンニュートラルの実現、DXの全面的な展開に向け、公正な移行が図られるよう、地方自治体と産業雇用安定センターとの関係強化を図ること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

産業雇用安定センターは、「失業なき労働移動」を支援する専門機関として、厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの密接なつながりをもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより、再就職・出向の支援事業に取り組んでいます。コロナ禍においては、地域独自の取り組みとして、産業雇用安定センターと地方自治体や労使団体との連携を強化し、在籍型出向を活用したマッチングに取り組んでおり、雇用の維持に役割を果たしています。

足元では、雇用調整を目的として出向支援に加え、キャリア・ステップアップ型出向や人材育成・交流型出向についても出向支援の幅を拡大しており、2022年12月に創設された産業雇用安定助成金「スキルアップ支援コース」においては、産業雇用安定センターが無料でマッチングを支援しています。

また、2024年1月に連合福岡と産業雇用安定センター福岡事務所の間で「就業確保と人材確保に関する連携協力」に関する協定を締結されるなど、各地域で公正な移行への取り組みが展開されています。

「人材育成・交流型出向」の枠組みをさらに整備し、ユーザー企業からIT企業への出向を通じてIT技術のスキルアップを行うとともに、ベンダー企業のユーザー企業への出向を通じて、産業企業の実態を踏まえたDX推進を後押ししていくことが期待されています。

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤企業成長、業態転換への支援…新設

「よろず支援拠点」、自動車産業「ミカタプロジェクト」をはじめとした、中堅・中小企業に対する伴走支援制度の周知・広報を強化すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・背景説明・・・・・・・・・・・・・・・・

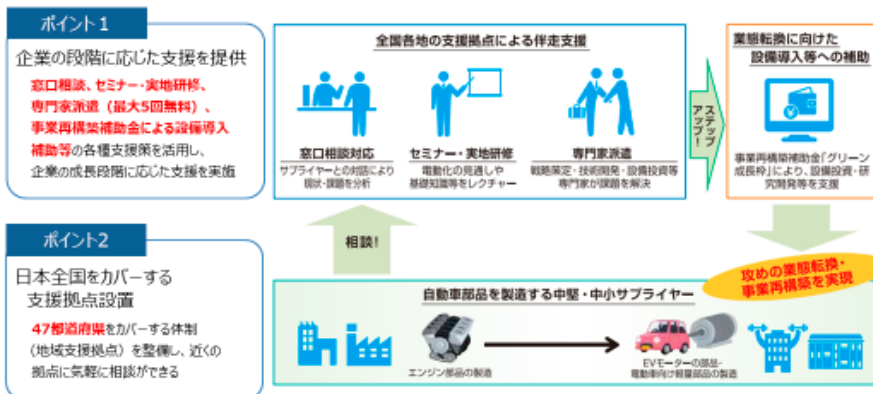
経済産業省は、2022年度から、自動車産業「ミカタプロジェクト」として、自動車の電動化の進展に伴い、需要の減少が見込まれる自動車部品（エンジン、トランスミッション等）に関わる中堅・中小企業者が、電動車部品の製造に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」について、窓口相談や研修・セミナー、専門家派遣等を通じて支援する事業を実施しています。

「ミカタプロジェクト」と同様の伴走支援は「よろず支援拠点」において産業関わらず実施されています。ものづくり産業のすそ野は広く、関係する産業・企業も多いため、こうした制度を広く周知し、ほかに支援の必要な産業があれば、同様の施策を実施していくことが重要です。

資料21 自動車産業ミカタプロジェクトの概要

自動車産業『ミカタ』プロジェクト

- 自動車の電動化の進展に伴い、需要が減少が見込まれる自動車部品（エンジン、トランスミッション等）に関わる中堅・中小企業サプライヤーが電動車部品の製造に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」について、窓口相談や研修・セミナー、専門家は検討を通じて支援
- 脱炭素に向けた「見方」を示し、強力な「味方」として経営をサポートする事業



資料出所：経済産業省「自動車産業『ミカタプロジェクト』ホームページ」より、金属労協にて内容を抜粋して再作成

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑥海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、

- ・海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除、安全で健康的な労働環境）遵守の重要性
- ・海外事業拠点や取引先なども対象に含めて人権デュー・ディリジェンスの必要性

について周知徹底すること。

地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、金属労協（ＪＣＭ）が現地で年１回開催している「建設的労使関係構築に向けた労使ワークショップ」への駐在員の参加を検討すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

グローバル経済下にあつて、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのＩＬＯ加盟国において遵守が求められている５つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除、安全で健康的な労働環境）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するＧＵＦ（国際産業別労働組合組織）インダストリアル・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。
- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国国内法違反、人権侵害という事例も増えてきていますが、一方で、ＩＬＯの基本条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れない、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、日本国内およびタイ、インドネシアで労使参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本国大使館の後援の下に開催しています。自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、現地のワークショップに自治体の現地事務所の駐在員に参加を促し、中核的労働基準の重要性を海外現地法人に広めていくことが重要です。

資料22 金属労協の開催している労使ワークショップの例



第9回 建設的労使関係構築に向けたタイ労使ワークショップ

タイで事業を展開する日系企業における建設的労使関係の構築に向け、これまで8回にわたり、労使参加のもとでのワークショップを開催してきました。2024年は下記の要綱にて開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

日時 2024年 6月19日 (水)

- ・午前の部 9:00～12:00 (11:00～14:00)
- ・午後の部 13:30～18:00 (15:30～20:00)
- ※タイ時間 (カッコ内日本時間)

場所 タイ・バンコク市内
REMBRANDT HOTEL & SUITES BANGKOK
(19 Sukhumvit Soi 18, Khong Toei, Bangkok 10110)

Program

労働組合ワークショップ

AM

- ・組織化の重要性など (Web配信対象外)
- ※12時より昼食をご用意しております
- ※会社側の方もご参加可能です

労使ワークショップ

PM

- ・建設的労使関係構築に向けた意見交換
- ・タイ労働者、経営者、労組による講演
- ・政労使それぞれの立場から見たタイの労使関係の課題と今後の展望
- ・フロアとの意見交換
- ※日タイ語同時通訳付。

参加登録はコチラ！

Zoom参加を希望の方

参加登録

※配信は午後のみ

現地会場参加を希望の方

参加登録

Google Forms

JCMと現地同行を希望の方

以下までお問い合わせください。

JCM

お問い合わせ

担当：室原 昭 石原/中西
Mail: shihara@jcmetal.jp
nakanishi@jcmetal.jp

全日本金属労務労働組合協議会 (JCM)
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-15-10
五洲ビル4F

資料出所：金属労協作成

<自治体・地方議員への要請項目>

⑦「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化

多くの地方自治体が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備を行っていくこと。住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化を図ること。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

脱炭素先行地域とは、家庭部門や業務その他部門などの電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門やガス利用等も含む電力以外の温室効果ガス排出削減についても、日本の2030年度温室効果ガス46%削減目標と整合する取り組みを地域特性に応じて実現する地域であり、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

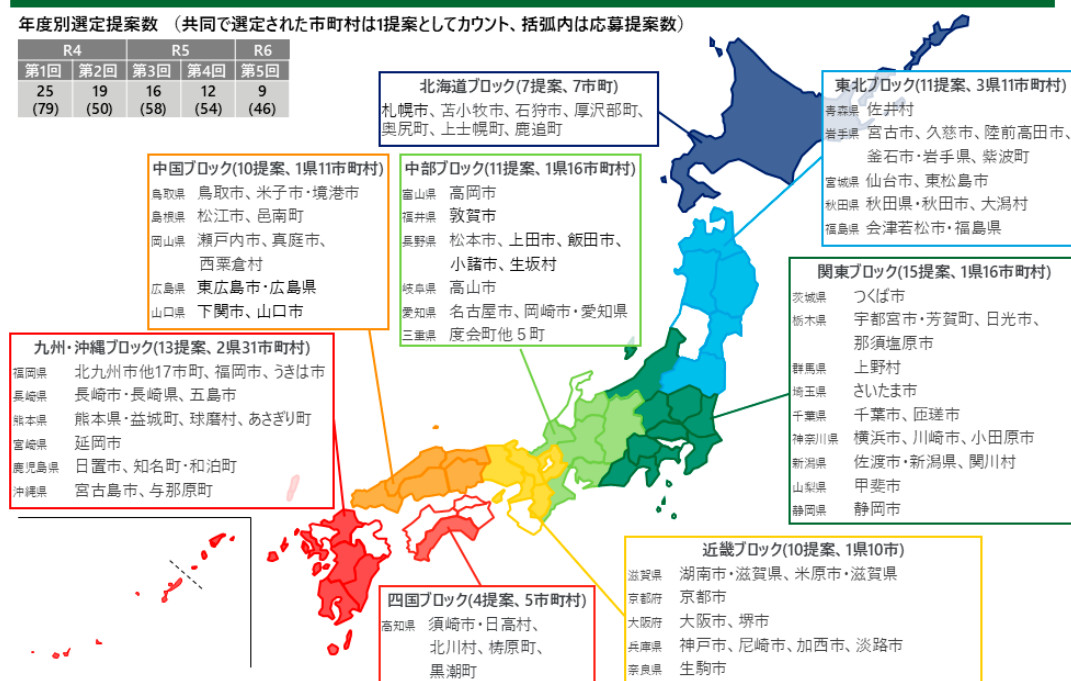
「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしています。

資料23 脱炭素先行地域の選定状況

脱炭素先行地域(81提案)

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
25	19	16	12	9	
(79)	(50)	(58)	(54)	(46)	



資料出所：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト 選定状況より

閲覧日：2025年1月14日 <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑧官公庁、公民館などの公共施設への太陽光発電設備、水素供給・活用設備の導入…新設

官公庁や公民館、学校を始めとした公共施設に国産の太陽光発電設備、特に今後成長が期待されるペロブスカイト太陽電池を積極的に導入すること。また、災害対策の観点からも水素の供給・利用設備も同様に積極活用すること。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

エネルギーの安定供給を実現するためには、太陽光発電設備、特に今後成長が期待されるペロブスカイト太陽電池を社会実装、利用拡大することが重要です。ボストン・コンサルティング・グループ合同会社が2024年5月に公開した報告書「再生可能エネルギー分野におけるGX実現に向けた次世代太陽電池及び浮体式洋上風力に関する海外動向調査」によると、公共施設に設置するペロブスカイト太陽電池市場は4,356億円の市場規模となるポテンシャルがあると試算されています。現状高額で社会実装が進まないペロブスカイト太陽電池に関する主導権を日本の企業が掌握するためには、官公庁が主導的に日本の新技術を導入し、普及を図る必要があります。

水素は国内生成が可能だけでなく、貯蔵・運搬も可能であり、自動車燃料、水素還元製鉄、発電エネルギーへの利用など、多岐にわたる産業や幅広い分野での利用が期待され、今後の経済成長には欠かせない、グリーン成長戦略の軸になり得るほか、災害対策にもつながります。

2024年10月、政府は脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現する観点から低炭素水素の活用を促進するために「水素社会推進法」を施行しました。本法律の支援内容としては、事業者が供給する低炭素水素等に対して、供給開始後15年間、既存燃料との価格差を国が補填する「価格差に着目した支援（以下、価格差支援）」と、低炭素水素等を、需要家が実際に利用する地点まで輸送するにあたって必要な設備の整備費用の一部を国が支援する「拠点整備支援」があります。

しかしながら、支援の条件として、低炭素水素の年間供給量が価格差支援の場合年間1,000トン、拠点整備支援の場合年間10,000トンも必要なため、地域の中小企業におけるP2Gシステム（脱炭素電源で発電した電力の余剰分を気体燃料に変換して貯蔵・利用すること）による水素の利用や小規模なベンチャー企業が実施する水素供給事業における初期投資の負担軽減には活用できないという制度上の問題があります。地域の中小企業による水素の活用含めたGXの推進は日本全体のカーボンニュートラルに寄与するだけでなく、地域の産業競争力強化につながるため、地方公共団体が各種制度の支援対象について中小企業に向けた拡大・補完が望まれます。

新技術のビジネス化に弱点を持つ日本企業が今後世界で生き残るためには、それ自体が目的化された実証実験の繰り返しではなく、地方公共団体の戦略的調達による普及が必要です。また、エネルギー、資源含む経済安全保障の実現のためには、入札に際してただ価格のみを考慮するのではなく、日本国内の産業競争力強化という観点も重視するということが中央省庁のみならず地方公共団体にも求められます。

資料24 ペロブスカイト太陽電池の導入による社会課題解決の可能性

- **ペロブスカイト**太陽電池は、太陽光発電が直面する様々な課題を乗り越えながら、**再エネの導入拡大・エネルギーの安定供給の実現・産業競争力の強化**等に貢献しつつ、世界の市場において稼げる再エネ産業として成長し、我が国のGXの牽引役となることが期待される。

① 地域との共生

- ✓ 安全面、環境面、景観など地域の懸念の顕在化
- ⇒ **生活環境や景観等への配慮をする前提**のもと、従来、太陽電池が設置困難であった場所・対象など**追加的な導入ポテンシャルを創出**するとともに、**比較的地域共生がしやすい設置形態の実現や意匠性を活かすことが可能**となることが期待される。

② 国民負担の抑制

- ✓ FIT制度による20年間の固定価格買取によって国民負担増大（2024年度再エネ賦課金単価：3.49円/kWh）
- ⇒ 技術開発・大量生産等により**発電コスト低減が十分に進んだ場合は、将来的には安価な再エネ電源**となりえる、加えて自家消費を中心に導入が進めば、国民負担の抑制につながる可能性がある。

③ 出力変動への対応

- ✓ 気象等による再エネの出力変動時への対応が重要
- ✓ 全国大での出力制御の発生
- ⇒ 建物の屋根/壁/窓など**需要地に近接した設置が可能**であり、特に初期段階では高い**自家消費率を前提とした発電が見込まれることから**、設置場所によっては、**系統負荷の抑制に資する可能性**がある。

④ イノベーションの加速とサプライチェーン構築

- ✓ 平地面積などの地理的要件により新たな再エネ適地が必要
- ✓ 原材料や設備機器の大半は海外に依存
- ✓ 技術開発のみならず、コスト低減、大量生産実現に向けたサプライチェーン構築、事業環境整備が課題
- ⇒ 主要な原材料である**ヨウ素は、日本は世界第2位の産出量**。
- 原材料を含む強靱なサプライチェーン構築を通じ、**経済・エネルギーの安全保障**にも資することが期待される。
- ⇒ **材料、製造ノウハウの確保、製造から廃棄・リサイクルまでのシステム全体の付加価値の創出等により産業競争力強化**を実現できる余地が大きい。
- ⇒ **タンデム型が社会実装された場合**には、既存設備のリプレースを含め太陽電池の**大幅な発電効率向上**が期待される。

⑤ 使用済太陽光パネルへの対応

- ✓ 2030年代後半以降に顕著に排出量が増加する太陽光発電設備について、計画的な対応が必要。
- ✓ 適切な廃棄のために必要な情報（例：含有物質情報）の管理が不十分
- ⇒ **軽量・減容化といった優れた特徴を活かし**、より低コストなリサイクルシステムを確立できる可能性がある。

資料出所：資源エネルギー庁 総合エネルギー調査会

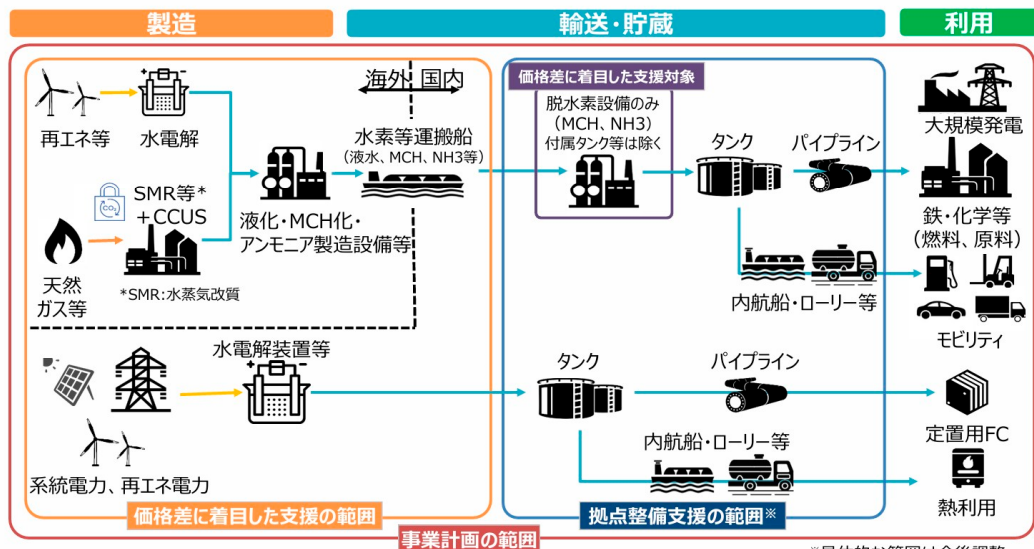
資料1 「次期エネルギー基本計画の策定に向けたこれまでの議論の整理」

スライド136 2024年11月

資料25 水素社会推進法における価格差支援制度・拠点整備支援の概要

価格差に着目した支援における基準価格に積算可能な設備（更新版）

- 脱水素装置（MCH、NH3）を必要とする場合、今後、**運転費が下がる見通しがあることを前提に、例外的に運転費も含め、脱水素装置についてのみ、価格差に着目した支援の対象とする。**（付属するタンクやパイプ等は除く）



資料出所：資源エネルギー庁 水素社会推進法について スライド23 2024年6月

山梨県では、水素・燃料電池関連の研究開発拠点などが集積している優位性を生かし、成長の見込まれる水素・燃料電池関連産業の集積を目指して開発、事業化、サプライチェーンの構築、産業基盤強化の取り組みを行っています。具体的には2022年4月に東レ、東京電力HDとともに国内初のP2G事業会社「やまなしハイドロジェンカンパニー」（以下、YHC）を設立しました。YHCでは「水素等の製造、供給、販売並びにエネルギーサービスに係る事業」「水素等の製造、貯蔵、輸送に係る技術開発並びに実証事業」「水素等の利用の普及、拡大に係る事業」を実施しており、製造方法が多岐にわたり、長期間の貯蔵が可能な水素を災害時等の非常用電源として使用する観点からも今後の事業の展開が期待されています。

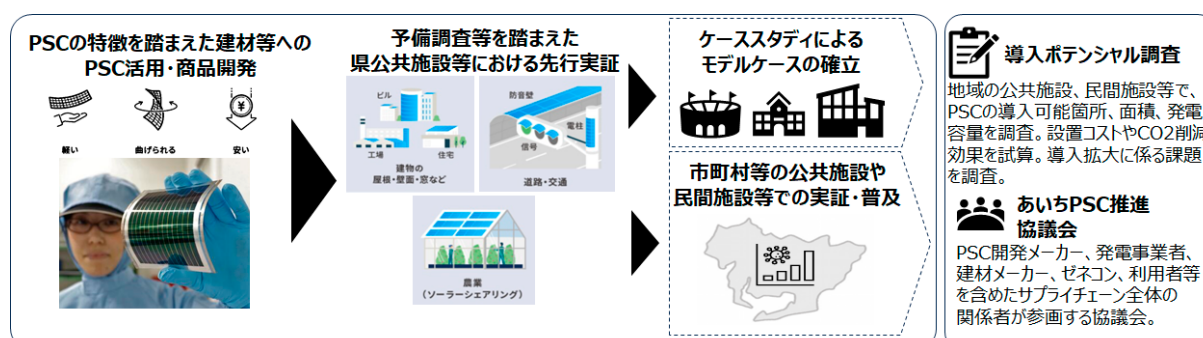
資料26 山梨県の取り組み



資料出所：山梨県ホームページ 山梨県の取り組み 水素・燃料電池関連産業の推進
https://www.pref.yamanashi.jp/jyuutensesaku/hydrogen_and_fuel_cells/
 閲覧日：2025年2月5日

愛知県では、アイシン、中部電力ミライズ、関西電力株式会社から提案のあった「ペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクト」を事業化支援の対象としました。本件の内容は、県や市町村の公共施設、民間施設等において、株式会社アイシンが製造するペロブスカイト太陽電池を実証導入し、モデルケースを確立するとともに、ペロブスカイト太陽電池の有用性を示すことです。

資料27 愛知県の「ペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクト」の概要



資料出所：愛知県ホームページ
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/psc-boshu.html>
 閲覧日：2025年2月4日

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

<自治体・地方議員への要請項目>

①産業教育設備予算の確保

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。

工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

地方自治体、専門高校と工作機械メーカーなど民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築すること。その際の設備の運搬・設置費用は地方自治体が補助すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっていきます。工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われますが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

奈良県では、工作機械メーカーと「連携と協力に関する包括協定」を締結しており、県内工業高校に対し、同時5軸加工機などの最先端マシニングセンターの無償貸与および各種機材の提供、最先端機器担当指導職員への指導、実習・課題研究、技能検定講習などへの講師派遣を受けており、三重県でも同様の協定が締結されています。こうした取り組みがほかでも広がることが望まれますが、工作機械の運搬・設置費用は高額になり、学校での負担が難しいこともあるため、その費用については、地方自治体による補助を検討することも重要です。

2025年度予算において、高校授業料の無償化が段階的に実施される方向となっています。また、自由民主党、公明党、日本維新の会による三党合意では、「私立加算額を45.7万円に引き上げる」という私立高校の学生への支援拡充に加え、「公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充」を十分に検討するとしています。政府として高校教育のあるべき姿を議論したうえで、ものづくり産業を支える工業高校の魅力が向上するよう予算を確保すべきです。

資料28 2019年度から2023年度都道府県別設備予算（万円）

地区		都道府県・単独予算						備考
		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	増減率	
北海道	北海道	0	0	0	0	0	0.0%	
	合計	0	0	0	0	0	0.0%	
東北	青森	5,740	7,325	97,490	4,549	19,140	320.8%	
	岩手	0	2,640	2,439	2,148	1,857	-13.5%	
	宮城	1,955	3,570	13,442	1,661	2,842	71.1%	
	秋田	1,199	7,045	2,956	1,381	0	-100.0%	
	山形	2,925	0	1,849	305	1,676	449.5%	
	福島	13,699	17,886	73,599	7,167	92,447	1189.9%	
	合計	25,518	38,466	191,775	17,211	117,962	585.4%	
関東	茨城	0	1,259	950	3,074	3,396	10.5%	
	栃木	1,000	5,000	5,000	2,034	891	-56.2%	
	群馬	18,744	12,192	4,544	12,201	12,295	0.8%	
	埼玉	0	9,867	9,767	8,050	8,367	3.9%	
	千葉	29,536	0	0	0	0	0.0%	
	東京	0	23,235	48,263	144,983	44,263	-69.5%	
	神奈川	20,000	20,100	3,058	0	0	0.0%	
	山梨	0	0	0	0	0	0.0%	
	合計	69,280	71,653	71,582	170,342	69,212	-59.4%	
北信越	新潟		9,661	1,488	10,212	11,178	9.5%	
	長野	426	3,743	1,058	2,578	0	-100.0%	
	富山	3,000	3,000	3,000	0	1,656	100.0%	
	石川	5,354	8,390	34,317	4,655	2,072	55.5%	
	福井	886	4,519	28,362	7,579	704	-90.7%	
	合計	9,666	29,313	68,225	25,024	15,610	-37.6%	
東海	静岡	12,000	12,000	600	6,000	6,000	0.0%	
	愛知	44,981	18,952	4,778	9,878	90,668	817.9%	
	岐阜	7,015	4,648	700	1,665	5,026	201.9%	
	三重	14,403	96,226	341	0	0	0.0%	
	合計	78,399	131,826	6,419	17,543	101,694	479.7%	
近畿	滋賀	1,700	1,818	0	0	0	0.0%	
	京都	4,800	553	500	880	1,300	47.7%	
	大阪	7,160	6,920	6,920	8,393	7,544	-10.1%	
	兵庫	1,520	1,355	910	1,013	123	-87.9%	
	奈良	1,520	1,000	1,000	980	950	-3.1%	
	和歌山	1,489	0	5,500	8,000	7,455	-6.8%	
	合計	18,189	11,646	14,830	19,266	17,372	-9.8%	
中国	鳥取	2,051	1,845	15,435	0	0	0.0%	
	島根	11,832	3,017	25,002	86,118	4,237	-95.1%	
	岡山	2,802	2,008	33,868	5,009	5,412	8.0%	
	広島	1,188	1,135	1,305	1,240	1,096	-11.6%	
	山口	12,718	12,485	54,640	6,373	10,160	59.4%	
	合計	30,591	20,490	130,250	98,740	20,905	-78.8%	
四国	徳島	3,657	3,498	2,000	2,200	2,684	22.0%	
	香川	3,228	0	0	0	123	100.0%	
	愛媛	873	2,576	36,824	0	0	0.0%	
	高知	665	279	25,385	1,300	1,109	-14.7%	
	合計	8,423	6,353	64,209	3,500	3,916	11.9%	
九州	福岡	8,092	8,233	8,366	0	8,366	100.0%	
	佐賀	588	7,902	87,977	8,370	0	-100.0%	
	長崎	7,040	5,880	0	2,649	2,358	-11.0%	
	熊本	1,712	0	13,930	2,500	5,120	104.8%	
	大分	0	2,500	600	3,317	93,886	2730.4%	
	宮崎	2,718	1,493	275	273	2,348	760.1%	
	鹿児島	6,600	10,938	51,961	5,196	2,585	-50.3%	
	沖縄	35,568	5,115	15,466	0	0	0.0%	
	合計	62,318	42,061	178,575	22,305	114,663	414.1%	
総合計		302,384	351,808	725,865	373,931	461,334	23.4%	

資料出所：全国工業高等学校校長協会 調査研究部 工業高校の学校経営に関わる調査 2024年10月 P22

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

②専攻科の拡充

専門高校において、従来の専門教科の教育レベルを維持しつつ、ＩＣＴ関連教科の拡充に対応するため、専攻科の設置を促すこと。

すでに設置済みの場合は、ＤＸに対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。

ＩＣＴ企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は１年以上ですが、実際には２年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。2024年度の「学校基本調査」によると、普通科単独校以外の高校2,227に対し、専攻科のある学校は134に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にあります。ＤＸの進展の下、工学系の技術・技能者についても、ＩＣＴ系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

資料29 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）抜粋

平成28年３月 三重県立高等学校専攻科設置検討委員会

１ はじめに

本県は、県内総生産が名目で約７兆７千億円、そのうち約35%が製造業である（平成25年度）など、ものづくりの盛んな地域です。特に北勢地域には、半導体・自動車・電機・機械・食品など様々な企業が集積しており、付加価値の高い部材・素材を提供する企業群とそれを使って先進的な製品を生産する企業群がリンクした高度な産業構造が形成され、本県の産業全体を牽引している状況です。

しかし、一方では、技術革新、情報化の進展等により、産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が急速に進展する中で、先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有し、中堅技術者としての指導力を備え、生産現場において牽引役となる優秀なエンジニアの不足が課題となっています。

このような中、平成26年11月、四日市市長と三重県知事との対談の中で、同市長から工業専攻科の設置が提案されました。

そこで、三重県教育委員会が、工業専攻科の設置について平成26年12月に北勢地域の工業高校に通学する２年生とその保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、生徒の約30%、保護者の約26%にニーズのあることがわかりました。

また、平成27年６月には、学校教育法の一部が改正され、これまで認められていなかった高等学校専攻科修了者の大学への編入学が、平成28年度から認められることになりました。

これらの状況を踏まえて、一層高度なものづくり教育を行う専攻科の設置について検討を行うため、平成27年９月に企業関係者や有識者等で組織する三重県立高等学校専攻科設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、専攻科の設置について高校生の進路選択の幅の拡大、自己実現に向けた環境整備に加え、本県の成長産業の振興や地域活性化の観点からも協議を行い、専攻科の設置に向けて「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」を提言として取りまとめました。

3 提言

(1) 専攻科設置の必要性について

- 平成27年度の県内の高等学校工業学科の募集定員は1,720人、高等専門学校の工業に関する学科の募集定員は440人となっています。県内の短期大学には工業に関する学科は設置されておらず、大学については三重大学にのみ工学部が設置されており、募集定員は400人とどまっています。
- 工業学科で学ぶ高校生の全県立高校生に対する比率は12%台で推移しており、そのうち全日制課程の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科で基礎的な技術・技能の習得に取り組んでいます。卒業後の進路選択については、約8割が卒業後すぐに就職しており、そのうち約7割は製造業に就いています。
- 進学者のうち、三重大学工学部への進学者は例年ごく少数で、工学部への進学希望者の多くは県外の大学等へ進学しています。
- 県教育委員会が北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてアンケート調査を実施したところ、現行制度のままでも進学したいと回答した生徒が約7%、就職時の待遇が短期大学と同等であれば専攻科で学びたいと回答した生徒が約23%であったことや、三重県に工業専攻科があれば子どもを進学させたいと回答した保護者が約26%であったことなどを踏まえると、工業高校の生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、県内で自己実現を図ることのできる教育環境を整える必要があると考えます。
- 専攻科の設置は、技術革新、情報化の進展等による産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が進展する中で、本県における先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有する中堅技術者の養成・確保につながります。

以上の理由から、県内に工業専攻科を早急に設置する必要があると考えます。

資料出所：三重県 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ） 2016年3月

2. 労働組合としての活動

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付（出捐^{しゅつえん}）の実施・増額を働きかける。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

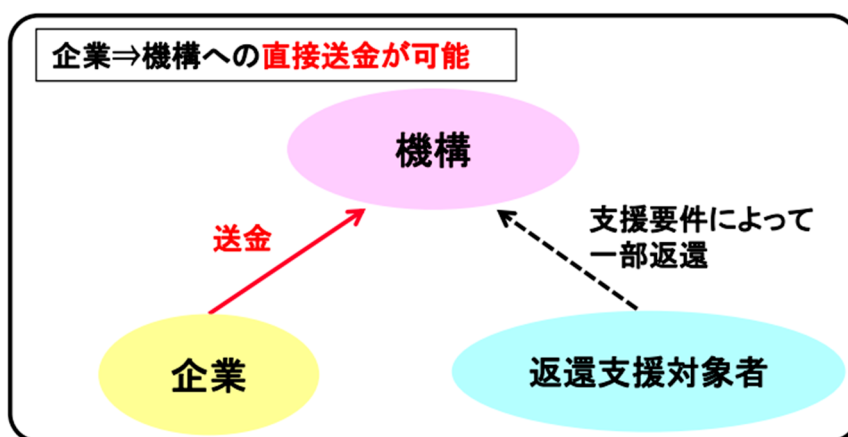
2021年4月、社員の奨学金返還額を企業から日本学生支援機構に直接送金する「奨学金返還支援（代理返還）」制度が創設されました。この制度を利用することで、

- ・返還金に係る所得税は非課税になり得る。
- ・給与として損金算入でき、かつ「賃上げ促進税制」の対象になり得る。
- ・返還金は原則として標準報酬月額に含めないため、社会保険料を減らせる可能性がある。

といったメリットがあります。また、企業名を日本学生支援機構のホームページに掲載することも可能となっており、人材の確保・定着に効果が期待できる制度となっています。

独立行政法人日本学生支援機構の企業等の奨学金返還支援制度特設ページによると、2024年10月末時点で、全国で2,587社が制度を利用しており、人材獲得競争が激化する中、取り組みが拡大しています。九州電力は、2025年4月の新卒の技術系新入社員を対象に、月1万5,000円を上限に、最長7年間で合計126万円を支援する制度の導入を発表しています。

資料30 企業の奨学金返還支援（代理返還）制度



資料出所：独立行政法人日本学生支援機構ホームページ 企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度について
企業等の奨学金返還支援（代理返還）への対応
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>
閲覧日：2025年1月23日

②公正取引委員会地方事務所との意見交換

地方連合会と金属労協地方ブロック、都道府県別組織が連携し、全国に8つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の実態、エネルギーや原材料価格の転嫁状況などに関して意見交換を行う。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

政府は、2021年12月、エネルギーや原材料価格が上昇する中、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」をとりまとめ、価格転嫁の取り組みを強化しており、一定の前進は図られているものの、価格転嫁は不十分なものととどまっています。2024年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査でコスト上昇分のうち価格転嫁ができた割合を見ると、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は、減少傾向にあるものの14.2%となっており、引き続き取り組みを強化し、適正な価格転嫁を当然とする世論形成を図っていく必要があります。

労働組合として、取引の実態、エネルギーや原材料価格の転嫁状況などに関して当局と意見交換し、取り組みの一層の強化を求めていることが重要です。

公正取引委員会の地方事務所は、全国8カ所となっています（関東甲信越は本局）。

資料31 公正取引委員会地方事務所



資料出所：公正取引委員会ホームページ 地方事務所
https://www.jftc.go.jp/regional_office/index.html
閲覧日：2025年1月14日

③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

災害時に関する企業のBCP（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかける。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地元自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

今後も政府のガイドラインなどを参考に、必要に応じて事業継続計画の整備・見直しが重要です。

資料32 内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2023年3月）

4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。⁶⁹重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、地域への積極的な貢献が望まれる。**地元の地方公共団体との協定⁷⁰をはじめ、平常時から地域の様々な主体との密な連携が推奨される。**⁷¹さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。⁷²

社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。⁷³

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元にて拠点のある企業・組織が、BCP発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

<脚注>

69 現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。

70 協定の内容は、水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なものが想定される。

71 自治会やNPOに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。

72 特に大都市圏では、従業員に無理な出社指示を出すと、救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難などが予想される。

73 企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府 事業継続ガイドライン あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応
2023年3月

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

①ものづくり教室の開催	重点項目
-------------	------

地方連合会金属部門連絡会など金属の都道府県別組織を中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。プログラミングなども含めた工作についても、検討する。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。また、小学校は2020年度からプログラミング教育が必修化されており、労働組合が主催する「ものづくり教室」においても、プログラミングなどの要素を取り入れることも考えられます。

資料33 2024年度ものづくり教室の実施状況（2024年1月～2024年12月）

都道府県	開催日	都道府県	開催日
青森	2024年11月2日	三重	2024年7月27日
岩手	2024年8月2日 2024年8月3日	愛知	2024年5月11日
宮城	2024年8月3日	京都	2024年8月3日
山形	2024年8月3日	滋賀	2024年8月6日
群馬	2024年7月27日 2024年11月23日	大阪	2024年2月17日
茨城	2024年7月28日	兵庫	2024年8月4日
埼玉	2024年10月27日	和歌山	2024年7月28日
東京	2024年8月11日	広島	2024年4月27日
山梨	2024年7月27日	岡山	2024年4月27日
神奈川	2024年11月9日	鳥取	2024年8月18日
石川	2024年7月21日	島根	2024年7月27日
福井	2024年4月27日	香川	2024年11月24日
新潟	2024年7月27日	福岡	2024年4月11日
長野	2024年7月27日	佐賀	2024年4月27日
富山	2024年7月28日	長崎	2024年7月29日
岐阜	2024年8月24日	大分	2024年8月21日
静岡	2024年10月26日		

資料出所：金属労協政策企画局まとめ

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

①工業高校の見学と教育委員会の工業部会、工業高校の進路指導の先生、生徒会代表者などの意見交換の実施	重点項目
---	-------------

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。

労働組合として地元の工業高校を見学する際、支援する地方議会議員などに同行を求める。

なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合がない場合には、支援する地方議会議員などに協力を求める。

教育委員会で工業高校を担当している工業部会など、専門高校に関する課題認識を共有できる組織と情報交換・意見交換を行う。

工業高校の進路指導の先生、生徒会代表者との意見交換を実施し、高技能長期能力蓄積型であるものづくり産業の魅力や生徒への直接アプローチを図る。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

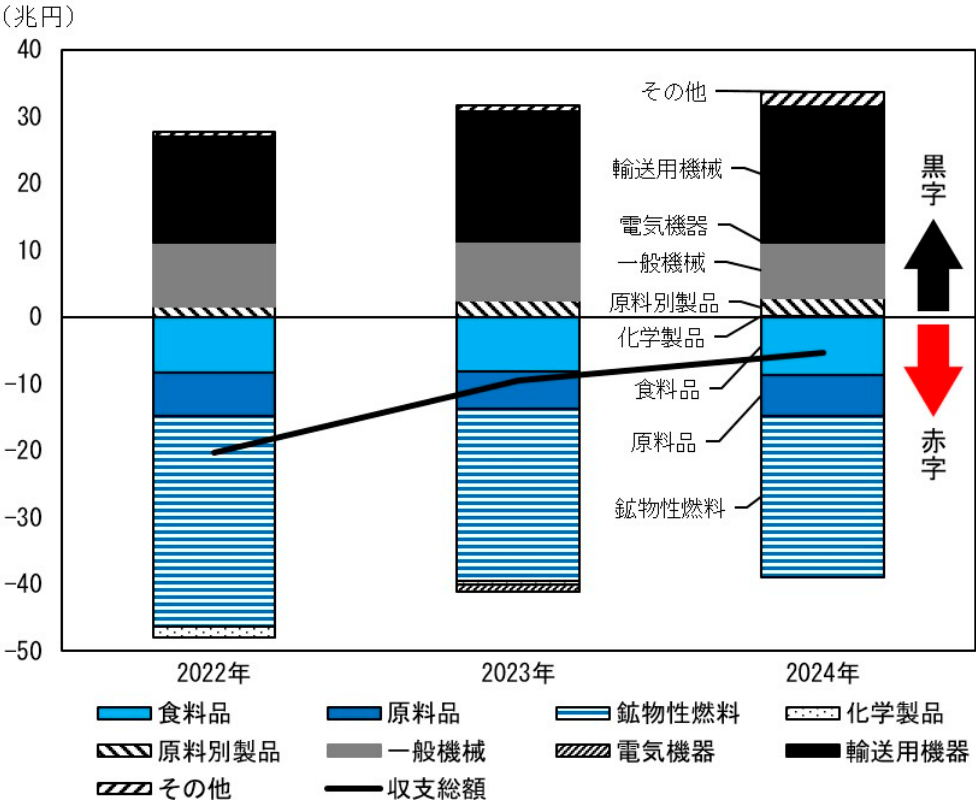
労働組合として工業高校を視察し、教職員、教育委員会の工業部会、生徒会代表者などと意見交換をすることは、地方自治体への要請活動に迫るためにも重要な取り組みです。また、支援する地方議会議員などと同様、課題を共有することも重要です。なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合があれば、組合を通じて見学を依頼することができますが、ない場合には支援する地方議会議員などに協力を求めることも考えられます。

日本の金属産業は日本経済の国際競争力に大きく貢献しています。財務省の「貿易統計 貿易概況 主要商品別時系列表」によると、2023年の貿易黒字における産業別の割合は原材料別製品（鉄鋼など）、一般機械、輸送用機械が全体の96.9%を占めていることから、金属産業こそが日本経済の屋台骨であることが分かります。

また、都道府県別に人口1人あたりの所得と製造品出荷額の間を見ると、県民人口に対して製造品出荷額が大きい、製造業が盛んである地域ほど県民所得水準が高くなっており、各地域で良質な雇用の創出に寄与しています。

しかしながら、学校ごとの在学者数について、2024年度の学校基本調査によると、高等学校生は290.7万人で前年度より1.2万人減少しており、ものづくりの現場で活躍する高卒就職者の確保はますます難しくなっています。こうした中、学校の進路指導の先生や直接生徒にものづくり産業の魅力を発信し、人材の確保を図っていくことが重要です。

資料34 日本の産業別貿易収支の推移



貿易収支額は、輸出額から輸入額を引いたもの
品目の分類は、「貿易収支」の概況品
資料出所：財務省 「貿易統計 主要商品別時系列表」を基に金属労協作成
2025年 1 月30日

(4) 特定最低賃金の取り組み強化

①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員などへの働きかけの強化	重点項目
--	-------------

金属労協の策定しているリーフレットなども活用し、都道府県知事や都道府県議会議員に対し、特定最低賃金の意義・重要性について、浸透を図るとともに、その維持・強化に向けた具体的なサポートを促す。

国政選挙や都道府県知事選挙、都道府県議会選挙の候補者と政策協定を締結する場合には、特定最低賃金の維持・強化に対する支持を盛り込んでいく。

特定最低賃金の新設・金額改正の申出や審議の際、都道府県庁記者クラブなどにおいて記者会見・記者説明会を行い、特定最低賃金に対する宣伝活動を強化する。

特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。

・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・

特定最低賃金の制度、およびその新設・金額改正の仕組みは複雑なため、ともしれば組織内外の理解が進んでいないことが考えられます。

特定最低賃金の金額改正や新設には、各組合が春季生活闘争で企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げに取り組むことが不可欠であり、労働組合全体で制度への理解を深めていく必要があります。金属労協のホームページに掲載しているリーフレットなどを活用し、組織内外に対して理解促進を図っていきます。

また、特定最低賃金の審議にあたる委員が制度を十分に理解していないことによって、審議が難航することもあり、社会全体に理解を広げていくことが必要です。最低賃金に対する関心の高まりにより、地域別最低賃金に関する報道は増えていますが、特定最低賃金に関する報道は一部にとどまっています。都道府県知事、都道府県議会議員、地元報道関係者などに対しては、あらゆる機会を活用して特定最低賃金の重要性を共有し、一体的に取り組むことが重要です。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準で設定できなければ、効力を失うことになります。特定最低賃金の廃止を意図する中央の経営者団体は、地域別最低賃金が大幅に引き上げられている中で、特定最低賃金の引き上げの抑制を図り、無効となる特定最低賃金を増加させることによって廃止へのステップとすべく、地方への圧力を強めてきました。しかしながら、特定最低賃金はあくまでも「当該産業労使」のイニシアティブにより設定されるものであり、実際に2024年度時点でも金属産業関係で全国約120件の特定最低賃金が役割を果たしています。引き続き「当該産業労使」の合意形成により金額改正や新設が行われるよう、特定最低賃金の意義・役割の浸透を図っていくことが重要です。

法定最低賃金の第1号「静岡県缶詰製造業最低賃金」は、使用者のニーズによる業者間協定

1956年、米国からの低賃金輸出批判と他業種の進出による人手不足に対応するため、労働条件改善を迫られていた静岡県缶協会は、初任給協定を締結しました。

政府はこれを参考に、業者間協定による最低賃金の導入を図り、その普及を受けて1959年に「業者間協定に基づく最低賃金」方式を中心とする最低賃金法案を制定しました。

静岡県缶協会は初任給協定を最低賃金協定に切り替えて申請し、法定最低賃金第1号として決定されました。



当事者である産業の労使のイニシアティブ発揮で、産業全体の発展につなげていくべき

日本の賃金は、産業間・地域間の賃金格差が大きく、一律の最低賃金では実効性が低いことから、産業ごとに最低賃金が設定されてきました。1975年に全国に地域別最低賃金が整備された後も、当該産業労使のイニシアティブを重視する「新産業別最低賃金」として存続し、2007年の最低賃金法改正の際にも、「特定最低賃金」として制度を継続してきました。特定最低賃金は、当事者である産業の労使がイニシアティブを発揮することが求められています。特定最低賃金の審議を通じて、地域の産業の発展・課題について深掘りした議論を行い、金属産業にふさわしい最低賃金を設定することによって、産業の競争力向上とパリューチェーン全体の発展につなげていくことが重要です。

事 項	内 容
1947年(S22)	労働基準法制定 最低賃金に関する規定
1959年(S34)	最低賃金法制定 業者間協定方式が中心 ※使用者による申請(労働者の関与なし)、産業別に設定(第1号は「静岡県缶詰製造業最低賃金」)
1968年(S43)	最低賃金法改正 業者間協定方式を見直し(ILOに適合する公労使三者構成の審議会方式へ) ※(1967年度末:2,320件、適用労働者611万人) 大くぐりの産業別最低賃金の普及・拡大
1971年(S46)	地域別最低賃金の設定 地域別最低賃金の年次増進5年計画の策定(1971～1975年)(1975年度末までに全部道府県で地域別最低賃金を設定)
1975年(S50)	最低賃金制度のあり方論議スタート 中質に「今後の最低賃金制のあり方について」を諮問 ※地質には、目安制度を導入 ※産業別最低賃金は、地域別最低賃金との性格と機能分担について議論
1986年(S61)	新産業別最低賃金制度スタート 1986(昭和61)年の「中質答申」により、新産業別最低賃金(限行制度)をスタート ※関係労使の申出・参加による審議会方式へ
2004年(H18)	産業別最低賃金の見直し提起 「法制改革・民間開放推進3か年計画」に、産業別最低賃金の見直し盛り込まれる
2005年(H17)	最低賃金制度の見直しスタート 労働者の下に最低賃金命令を諮問。 「今後の最低賃金制度のあり方について」諮問
2007年(H19)	最低賃金法改正 約40年ぶりの最低賃金法改正 ※地域別最低賃金の決定基準に生活保護との整合性を追加 ※産業別最低賃金は特定最低賃金として明確化(適用方針は継承)



全日本金属産業労働組合協議会(金属労協/JCM) 議長 金子晃浩
〒103-0027東京都中央区日本橋2-15-10(玉明交安ビル4F)
TEL: 03(3274)2461(代表) FAX: 03(3274)2476
問い合わせ: 金属労協 政策企画局

金属産業の発展に向けた
特定最低賃金の活用

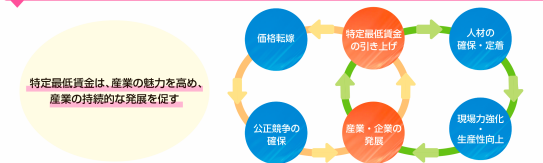
特定最低賃金とは

- 特定最低賃金は、最低賃金法に位置づけられており、特定の産業又は職業について設定される最低賃金です。
- 産業の労使が申出や審議に参加し、産業の実態を踏まえた最低賃金を設定しています。

役 割 ・ 機 能	特定最低賃金	地域別最低賃金
適 用 対 象	●企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を促すもの ●産業または職業ごとに適用 ●その産業の「基幹的労働者」に適用	●すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット ●産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ●審議適用ごとに適用
決 定 方 式	●関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ●新設、改廃は労使のイニシアティブによる	●行政機関に決定を義務付け(全国各地域について必ず決定されなければならない)
効 力	●刑事的効力なし、最低賃金法にはなし(労働基準法第24条違反、50万円以下の罰金) ●民事的効力(最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	●刑事的効力(50万円以下の罰金) ●民事的効力(同左)

資料出所:厚生労働省

特定最低賃金の意義と役割



- 金属産業では、現在の特定最低賃金が発生して以来30年以上にわたって、労使合意の下で、特定最低賃金の新設・金額改正を積み重ねてきました。
- 金属産業は基幹産業として地域経済を支え、良質な雇用を生み出しています。しかしながら、近年は、労働環境が厳しくなるなどから、とりわけ中小企業では人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。このため、特定最低賃金によって入口賃金の底上げを確保することで産業の競争力を高め、人材の確保・定着を進めていく必要があります。
- 人材の確保・定着なしに、競争力の強化、生産性向上を図ることはできません。特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、パリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促していきます。

最低賃金法目的	金属産業における役割
労働者にとって 労働者の生活の安定	労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、産業内の賃金格差を是正する
使用者にとって 労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保	入口賃金の底上げを確保し、産業の競争力を高め、人材の確保・定着につなげる
日 本 経 済・ 金属産業にとって	国内経済の健全な発展に資与する 産業にふさわしい最低賃金によって公正競争を確保し、産業の健全な発展を促す

特定最低賃金を有効活用すべきとの提言

最低賃金上げの突破口「産業別最賃」 人材獲得にも一助(2023年6月7日・日経電子版)

水野 裕司 編集委員

ポイント

- 「地域別最低賃金は生活安定の役割を中心に据え、特定最低賃金は産業の労働者の公正な賃金を追求するという役割分担を目指す。両者の相互補完が重要」との指摘がある。最低賃金は第1策で、この法律の目的のひとつとして「事業の公正な競争の確保」を掲げており、この趣意にも沿う。
- 特定最低賃金は「労使が力を合わせて生産性の向上に取り組みきつかけになる」。特定最賃の設定や引き上げには各社の労使が企業の根幹を越えて横の連携をとる必要があるため、「一企業では難しい取引価格の適正化や従業員間の技能指導などを展開しやすい」特定最低賃金という手段を使ってその産業の賃金水準を上げること自体が、人材獲得での競争力向上につながる」との指摘もある。人手不足は深刻だけに、経営側にとってもメリットがある。
- 2023年の春季労使交渉で広げた格別の賃上げを踏まえた上では、民間事業所の従業員の7割近くが働く中小企業と、雇用されている人全体の4割近くを占める非正規従業員の継続的な賃金上昇が求められる。最低賃金の引き上げは直接的な効果がある。

予算委員会公聴会(2024年3月12日)

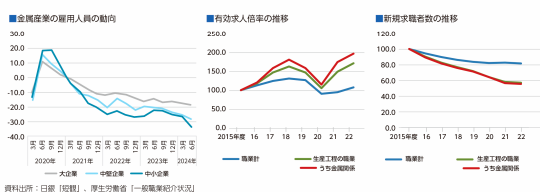
首藤 若菜 立教大学経済学部経済政策学科教授

ポイント

- 「地域別最低賃金は不熟練労働者を含めた全ての労働者に最低限支払われる賃金額であり、地域別最低賃金の上限だけでは必ずしも底上げにならない。
- 特定の産業や職業の最低賃金を特定最賃で定めることができる。さらに、民間企業の労使の中には、産業別最賃、企業内最賃を締結しているケースもある。こうした多層的な最低賃金の形成が中小企業、正規労働者を含む幅広い労働者の賃金の底上げになる。
- 現在、特定最低賃金の導入や改定は、使用者側が慎重な姿勢を示しており、協議が進まないという状況。持続的な賃上げのためにぜひ前向きに御検討いただけるように、政治の場からも呼びかけていきたいと思います。

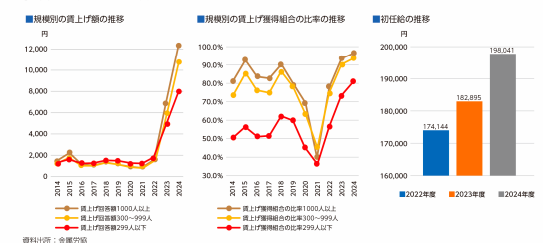
ものづくり態が活み、生産現場を支える人材確保が困難に

- 生産年齢人口の減少等により人材獲得競争が激化し、とりわけ中小では人材不足により企業の存続を脅かさない状況となっています。金属産業は、パリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、人材不足によるパリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結します。
- 有効求人倍率は、2018年度に1.62倍に上昇した後コロナ前まで低下し、2022年度以降は1.3倍程度となっています。しかしながら生産工程で働くことを希望する求職者は職業計を大きく下回り、金属産業では生産工程全体をさらに下回っています。このため、金属産業の生産工程の有効求人倍率は他と比べて著しく上昇し、生産現場を支える人材の採用が困難となっています。



金属産業の賃上げと初任給は大幅引き上げ

- 金属労働の加盟組合(3,062組合)では、85.3%の組合が賃上げ(ベア)を獲得しており、組合員299人以下の組合で81.0%に達しています。賃上げ幅の平均は規模計で9,130円、300人未満の組合でも7,955円となっています。
- 労働組合がなく、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者についても、労働組合のある企業と同様に賃上げを行い、適切に価格転嫁することによって、パリューチェーン全体で生み出した付加価値を適正に配分する必要があります。
- 金属労働の集計対象組合(54組合)のうち、高卒初任給を把握できる組合の平均は、2023年度182,895円から、2024年度198,041円へと、15,146円引き上げられています。人材獲得競争が激化する中で、とりわけ採用賃金は大幅に引き上げられており、均等・均衡待遇実現の観点から、こうした動向を特定最低賃金に反映し、非正規雇用で働く労働者の賃金の底上げを図る必要があります。

パリューチェーン全体の賃上げと適切な価格転嫁によって
金属産業の競争力強化と経済の好循環につなげる

- 政府は、物価に負けない賃上げを行うことが、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要でありとの認識の下、その実現に向けて「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。
- 「指針」では、労務費上昇の根拠として「都道府県別の最低賃金やその上昇率」「春季労使交渉の妥結額やその上昇率」等を上げています。特定最低賃金は、同じ産業の労使が締結した企業内最低賃金の水準や賃上げ結果を重要な参考資料として汲み取る制度であり、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を適正に引き上げるための有効な手段です。人材の確保・定着や賃金格差の縮小から、産業全体で賃上げを実現し、適切に価格転嫁することによって、産業の健全な発展と競争力の強化、さらには経済の好循環につなげていく必要があります。

参考

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(2023年11月29日・内閣府官、公正取引委員会)

発注者としての行動)

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

<https://www.jtcc.go.jp/dk/guideline/unyokujijun/romuhenka.html>

○業界団体による「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画

金属産業の業界団体では、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、価格決定にあたっては、材料・エネルギー価格、労務費等の変動を考慮することを宣言しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

資料出所: 金属労協ホームページ

https://www.jcmetal.jp/files/saichin_pamphlet_2025.pdf

閲覧日: 1月27日

(5) 外国人材の人権の確保、適正な賃金・労働諸条件の確保

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金・労働諸条件、職場環境・生活環境などを確認する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2024年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、外国人労働者数は前年比12.4%増の2,302,587人となり、届出が義務化された2007年以降、過去最高となりました。このうち、技能実習生は470,725人で前年比14.1%増、留学生は前年比14.0%増と同様に増加しています。

資料36 外国人雇用状況（2024年10月末）

都道府県	全在留資格計	うち技能実習		うち留学		都道府県		うち技能実習		うち留学	
		前年比	前年比	前年比	前年比			前年比	前年比	前年比	前年比
全国計	2,302,587	12.4	470,725	14.1	311,996	14.0	三重	37,091	9.9	10,876	9.2
北海道	43,881	23.8	18,474	18.9	3,259	19.5	滋賀	24,990	0.8	5,871	11.4
青森	6,190	10.9	3,251	11.6	223	△ 3.0	京都	34,786	22.0	6,746	16.4
岩手	7,866	11.1	3,825	14.5	458	△ 4.6	大阪	174,699	19.3	27,557	13.7
宮城	19,554	17.9	5,579	14.4	5,609	18.2	兵庫	66,165	15.3	14,555	10.9
秋田	3,536	11.9	1,705	13.6	258	△ 0.4	奈良	9,929	17.5	3,324	11.0
山形	6,661	16.0	3,118	18.9	202	15.4	和歌山	5,711	22.0	2,211	19.1
福島	13,710	14.4	5,287	19.9	1,145	11.3	鳥取	3,912	10.9	1,971	16.1
茨城	61,909	12.8	19,445	11.7	3,347	6.8	島根	5,675	14.0	2,087	12.8
栃木	35,569	8.7	9,006	5.2	2,089	22.7	岡山	26,676	10.9	10,279	8.0
群馬	56,938	13.1	12,454	10.1	4,629	34.1	広島	48,351	9.7	18,737	8.9
埼玉	120,062	16.0	22,183	16.4	17,682	33.8	山口	12,754	16.7	4,844	14.7
千葉	92,516	17.3	19,318	19.1	11,741	29.1	徳島	6,452	14.1	3,165	8.5
東京	585,791	7.9	32,174	18.9	103,569	2.1	香川	14,428	17.3	6,357	11.7
神奈川	134,101	12.3	18,371	11.0	12,955	24.4	愛媛	14,550	16.6	7,553	13.9
新潟	14,358	15.2	5,264	14.2	1,484	29.0	高知	5,293	17.4	2,827	18.9
富山	14,930	11.2	6,704	13.5	311	38.2	福岡	76,199	17.2	18,279	14.9
石川	15,092	15.5	5,758	11.5	1,752	19.3	佐賀	8,749	19.0	3,370	22.5
福井	13,594	22.5	5,326	14.7	625	20.0	長崎	11,096	28.1	3,954	21.4
山梨	12,462	11.0	2,877	12.1	666	20.2	熊本	21,437	17.6	10,758	13.4
長野	27,834	11.8	7,600	10.3	1,205	58.6	大分	12,176	22.0	5,048	11.6
岐阜	43,733	9.3	15,312	12.4	1,536	10.4	宮崎	8,515	21.3	4,816	14.6
静岡	81,560	9.0	16,977	17.6	6,042	28.3	鹿児島	14,240	18.5	7,261	15.9
愛知	229,627	9.3	45,048	15.8	18,742	7.3	沖縄	17,239	19.7	3,223	20.6

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）より金属労協作成

2025年1月31日

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html

2024年6月、育成就労制度が公布され、公布日から起算して3年以内に施行されることになりました。これにより、外国人労働者の本人意向による転籍が認められるようになる予定ですが、同一機関での1～2年の就労や一定水準の日本語能力が求められることなど、転籍要件の厳しさから、人権面での問題があることが指摘されています。労働者の権利保護の強化を大前提とし、労働者にとって魅力ある労働条件に改善するため、引き続き制度の見直しを進める必要があります。この30年間、日本の賃金水準が上がっていないことなどにより、外国人労働者

にとって日本の魅力は大きく低下しています。外国人労働者が雇用されている企業の労働組合においては、外国人労働者の人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境について確認していくことや、地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所と情報交換・意見交換を行っていくことが重要です。

Ⅱ．地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

1．地方連合会の政策への盛り込みに向けて

①地方連合会事務局と協働した取り組み

- *まずは、この「地方における産業政策課題2025」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。
- *地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんを交えて、金属労協「地方における産業政策課題」の読み込みを行う。
- *読み込みを通じて、
 - ・すでに自治体で十分に実現している政策
 - ・すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策を取り除く。
- *残った政策について、地方連合会の政策・制度要求（素案）に盛り込む必要があるかどうか、盛り込むことが可能かどうか、検討する。
- *すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策でも、背景説明が使える可能性があるもので、チェックする。
- *最初は大変なように思えるが、2回目以降は補強・新規の項目を中心にチェックする。

②地方連合会政策議論の場における提案

- *上記のような取り組みが困難な場合は、地方連合会の政策議論の場において、金属部門として、もしくは金属の労働組合の参加者が産別の代表として、積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。

なお、金属労協「地方における産業政策課題」の中身は、必ずしも、金属以外の組合と意見が一致するとは限らない。地方政策に取り組む当初は、金属以外の組合との意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、こうした組合と政策に関する情報交換・意見交換を重ねたのち、必ずしも意見の一致しない課題についても、理解を得るよう取り組んでいくという方策もありうる。

2. 実現に向けたその他の行動

①学習会の開催

- * 金属労協地方ブロックや金属の都道府県別組織内で理解を深めるため、各地域において、「地方における産業政策課題2025」に関する学習会、あるいは最低賃金に関する学習会を開催する。学習会には、地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者の方にも、参加を呼び掛ける。（添付『『最低賃金』と『地方政策』の学習会実施について』参照）
- * なお金属労協本部として、地方ブロックおよび都道府県別組織の新任の代表・事務局長を対象とした講習会の開催についても、別途検討していく。

②地方議員との連携、経営者団体などへの理解促進

- * 金属の都道府県別組織や産別地方組織が自治体の首長・担当部局、国の出先機関（労働局、経済産業局など）などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 自治体・国の出先機関

- * 支援する地方議会議員を通じて、政策の実現を図る。この「地方における産業政策課題2025」を地方議会議員に配布する。金属の各産別地方組織と、各産別地方組織が支援する地方議会議員とが一堂に会する会議を開催し、「地方における産業政策課題2025」の政策実現に向けた行動を依頼する。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 地方議会議員 → 自治体

- * 金属の都道府県別組織や産別地方組織が、地元の経営者団体、産業界の代表や報道関係者と懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝え、理解促進、問題意識の共有化を図る。

地方政策を要請する際のポイント

①首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずです。

こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するのかどうか、その政策は効果をあげているのかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、そうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③PDCAサイクルを機能させる

自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、財源の問題、あるいは労働組合とは立場や利害関係が異なる人々への配慮などから、否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができると思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではだめなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②財源がない、と言われる場合。	他の自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておく、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れとなってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における政策・制度課題2024」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておく、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。

